

官報号外

昭和四十一年十二月十九日(月曜日)

○第五十三回 衆議院会議録 第五号(一)

昭和四十一年十二月十九日(月曜日)

昭和四十一年十二月十九日
午後二時 本会議

○本日の会議に付した案件

永年在職の議員佐藤洋之助君に対し、院議をもつて功勞を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)

裁判官訴訟委員予備員の選挙

検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

東北開発審議会委員の選挙

北陸地方開発審議会委員の選挙

離島振興対策審議会委員の選挙

国土開発幹線自動車道建設審議会委員の選挙

台風常襲地帯対策審議会委員の選挙

首都圈整備審議会委員の選挙

北海道開発審議会委員の選挙

日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

鉄道建設審議会委員の選挙

検査官任命につき事後の承認を求めるの件
原子力委員会委員任命につき事後の承認を求めるの件

科学技術会議議員任命につき事後の承認を求めるの件
公正取引委員会委員任命につき事後の承認を求めるの件

地方公共団体の議会の議員及び長の選舉期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の再延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

中央再生保護審査会委員任命につき事後の承認を求めるの件

公安部審査委員会委員任命につき事後の承認を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき事後の承認を求めるの件

運輸審議会委員任命につき事後の承認を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき事後の承認を求めるの件

昭和四十一年度一般会計補正予算(特第1号)
(内閣提出)

昭和四十一年度特別会計補正予算(特第1号)
(内閣提出)

昭和四十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)
(内閣提出)

昭和四十一年度産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

特定船舶整備公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十一年度一般会計補正予算(第1号)
(内閣提出)

昭和四十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)
(内閣提出)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綾部健太郎君) 本院議員として在職二十年に達せられました佐藤洋之助君に対し、先例により、院議をもつてその功勞を表彰いたしたいと存じます。表彰文は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
〔内閣提出〕

○議長(綾部健太郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、さよろ決定いたしました。
ここに議長の手元において起草いたしました文書があります。これを朗読いたします。

議員佐藤洋之助君は衆議院議員に当選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

この際、佐藤洋之助君から発言を求められておられます。これを許します。佐藤洋之助君。

〔佐藤洋之助君登壇〕
○佐藤洋之助君 この際、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま私が満二十五年、本院議員として在職いたしましたことに對しまして、院議をもつて丁重な表彰の御決議をいただきました。まことに光榮の至りであります。(拍手)

これひとえに、先輩、同僚諸賢並びに選舉区諸君の御鞭撻のたまものでございまして、衷心より御礼を申し上げます。

私が初めて本院に議席を得ましたのは昭和七年のことであります。自來三十有余年、この間、わが國は未曾有の時期に際会し、国情は一変いたし

午後四時四十五分開議

○議長(綾部健太郎君) これより会議を開きます。

昭和四十一年十二月十九日 衆議院会議録第五号〔一〕 裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員の選舉その他各種委員の選舉 検査官任命につき事後の承認を認めるの件等十 三六

昭和四十一年度一般会計補正予算(第1号)外二件

ました。私の政治生活もまた、この国運の変転に伴い、苦難の連続であり、ときには政治活動を制限される不運にも遭遇し、切歎扼腕したことありました。思えば、私は私なりの風雪に耐えた長い年月であります。(拍手)

この間に處して、若いときから教育事業に携わり、また、弓の道を探求して五十年を重ね、これを心のかてとしてまいりました私は、憂えず、おそれず、惑わざの境地を求めて自己完成に励むとともに、ひたすらに道義國家の理想を実現すべくつとめてきました。しかしながら、微力にして、十分な成果をあげることができず、内心じくじたるものがあります。あたかも議会政治に対する、国民が異常な関心を寄せておられることがあります。しかし、今日を迎えたことは、一段と身の引き締まる思いがいたします。

私は、この際、さらに新たなる決意をもつて、われわれ国会議員に課せられた使命の達成に全力を尽くす所存であります。何とぞ諸君の相變わらぬ御支援を切に御願い申し上げます。(拍手)

官 報 (号外)

裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員の選舉
検査官過格審査会委員及び同予備委員の選舉
東北開発審議会委員の選舉
北陸地方開発審議会委員の選舉
離島振興対策審議会委員の選舉
国土開発幹線自動車道建設審議会委員の選舉
台風常襲地帯対策審議会委員の選舉
首都圈整備審議会委員の選舉
北海道開発審議会委員の選舉
日本ユネスコ国内委員会委員の選舉
鉄道建設審議会委員の選舉
○議長(糸部健太郎君) 裁判官彈劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官過格審査会委員、検査官過格審査会委員及び同予備委員、東北開発審議会委員、北陸地方開発審議会委員、離島振興対策審議会委員の選舉

会委員、国土開発幹線自動車道建設審議会委員、台風常襲地帯対策審議会委員、首都圈整備審議会委員、北海道開発審議会委員、日本ユネスコ国内委員会委員及び鉄道建設審議会委員の選舉を行ないます。

○亀岡高夫君 各種委員の選舉は、その手続を省略して、議長において指名せられ、裁判官彈劾裁判所裁判員の予備員及び裁判官過格審査会委員の予備員の職務を行なう順序については議長において定められんことを望みます。

○議長(糸部健太郎君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(糸部健太郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(糸部健太郎君) 議長は、裁判官彈劾裁判所裁判員に、

大竹 太郎君

横山 利秋君

南條 徳男君

松田 鐘蔵君

齋原 正一君

安井 吉典君

泊谷 裕夫君

橋本龍太郎君

同予備員に

正示啓次郎君

谷垣 専一君

辻 寛一君

福田 起夫君

西村 直己君

椎名悦三郎君

を指名いたします。

○議長(糸部健太郎君) 諮長は、予備員の職務を行なう順序は、正示啓次郎君を第二順位、谷垣専一君を第四順位といだします。

○議長(糸部健太郎君) なお、予備員の職務を行なう順序は、正示啓次郎君を第二順位、谷垣専一君を第三順位といだします。

○議長(糸部健太郎君) 次に、検査官過格審査会委員に四宮久吉君を指名いたします。

○議長(糸部健太郎君) なお、その職務を行なう順序は第四順位といたします。

○議長(糸部健太郎君) 次に、検査官過格審査会委員に四宮久吉君を指名いたします。

○議長(糸部健太郎君) また、大西正男君を羽田武嗣郎君の予備委員に指名いたします。

○議長(糸部健太郎君) 次に、東北開発審議会委員に熊谷義雄君を指名いたします。

○議長(糸部健太郎君) 次に、北陸地方開発審議会委員に植木寅子郎君を指名いたします。

○議長(糸部健太郎君) 裁判官彈劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官過格審査会委員、検査官過格審査会委員及び同予備委員、東北開発審議会委員、北陸地方開発審議会委員、離島振興対策審議会委員の選舉

次に、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に、辻 寛一君 西村 直己君

佐々木秀世君 福田 起夫君

椎名悦三郎君

を指名いたします。

次に、台風常襲地帯対策審議会委員に床次徳二君を指名いたします。

次に、首都圈整備審議会委員に山本勝市君を指名いたします。

次に、北海道開発審議会委員に、

南條 徳男君 松田 鐘蔵君

齋原 正一君 安井 吉典君

泊谷 裕夫君 橋本龍太郎君

を指名いたします。

次に、日本ユネスコ国内委員会委員に、

小瀬 恵三君 鈴岡 兵輔君

を指名いたします。

次に、鉄道建設審議会委員に、

辻 寛一君 福田 起夫君

を指名いたします。

次に、検査官任命につき事後の承認を求めるの件

○議長(糸部健太郎君) 原子力委員会委員任命につき事後の承認を求めるの件

○議長(糸部健太郎君) 科学技術會議員任命につき事後の承認を求めるの件

○議長(糸部健太郎君) 国家公安委員会委員任命につき事後の承認を求めるの件

○議長(糸部健太郎君) 公正取引委員会委員任命につき事後の承認を求めるの件

○議長(糸部健太郎君) 中央更生保護審議会委員任命につき事後の承認を求めるの件

○議長(糸部健太郎君) 社会保険審議会委員任命につき事後の承認を求めるの件

求めるの件 労働保険審議会委員任命につき事後の承認を求めるの件 運輸審議会委員任命につき事後の承認を求めるの件

○議長(糸部健太郎君) 内閣から、検査官に白木康進君を、原子力委員会委員に有澤廣口君、山田太三郎君を、科学技術会議員に加藤辨三郎君、篠原登君、杉野日晴貞君、土光敏夫君を、公正取引委員会委員に亀岡康夫君を、国家公安委員会委員に真野毅君を、中央更生保育審議会委員に大井久君、坂井改造君を、公安審査委員会委員に戸塚九一郎君、矢部貞治君を、社会保険審議会委員に岡村周美君、絆部弥生一君を、運輸審議会委員に木内曾益君を、労働保険審議会委員に加藤光徳君を任命したので、それぞれその事後の承認を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(糸部健太郎君) 御異議なしと呼ぶ者あり

○議長(糸部健太郎君) よって、いずれも承認を守るに決しました。

○議長(糸部健太郎君) 「〔異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(糸部健太郎君) 昭和四十一年度一般会計補正予算(第1号)

昭和四十一年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和四十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

○議長(糸部健太郎君) 議案上程に関する緊急動議を提出いたしました。

○議長(糸部健太郎君) すなわち、この際、昭和四十一年度一般会計補正予算(特第1号)、昭和四十一年度特別会計補正予算(機第1号)、右三件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(糸部健太郎君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(穢部健太郎君) 御異議なしと認めます。昭和四十一年度一般会計補正予算(第1号)、昭和四十一年度特別会計補正予算(特第1号)、昭和四十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)、右三件を一括して議題といたします。

昭和四十一年度一般会計補正予算(第1号)

昭和四十一年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和四十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

〔本号〔〕に掲載〕

○議長(穢部健太郎君) 委員長の報告を求めます。予算委員長福田一君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔報告書は本号〔〕に掲載〕

〔福田一君登壇〕

○福田一君 ただいま議題となりました昭和四十一年度一般会計補正予算(第1号)外二案につきまして、予算委員会の審議の経過及び結果を御報告申上げます。

本補正予算三案は、去る十二月六日予算委員会に付託されたものでありまして、その後補正予算の重要性にかんがみ、再三、日本社会党及び民主社会党の理事との懇談会を開いて、審議に入るよう努力したのであります。が、両院の同意を得るために至らず、やむを得ず、十七日に委員長職権をもつて委員会開会の手続をとつたのであります。

しかるに、当日は、午前中から議長あつせんのもとに国会正常化について与野党の折衝が行なわれることになりましたので、その結果を待つこととしたのであります。が、同夜十一時五十分に至り、日本社会党が議長に対しあつせんに応じられないので、十一時五十五分予算委員会を開会し、十

八日前零時五分から委員会を開く旨を宣し、十八日未明に、日本社会党、民主党及び日本共产党所屬委員欠席のまま大蔵大臣の提案理由の説明を聴取し、本十九日、質疑を行なった後、討論採決をいたしたものであります。

補正予算の内容につきましては、先日、本会議において大蔵大臣から説明がありましたので、これを省略させていただきまして、質疑の概要を申し上げます。

質疑は、補正予算に関連して、内外外交各般に

わたり、きわめて熱心に行なわれました。

まず、政界浄化の一環として、選挙制度の改正について質疑がありました。これに關しては、

「個人本位の選挙から政党本位の選挙に変えていくことが基本的方向であり、これは政治資金受け入れのあり方にも因連してくる。こういうことは、ただ単に審議会にまかせつぱなしということもなく、あくまでも党利党略を離れた立場で真剣に取り組んでいかたい。選挙の公序とか連座制とか問題はいろいろあるが、当面まずこれまで何回か出された選挙制度審議会の答申のうち、取り上げるべきのは何と何かについて検討を進めていれる。」との答弁がありました。

次に、景気回復が今次補正予算に及ぼした影響及び補正予算不成立の場合の影響に関する質疑に對しましては、「景気が政府の意図のように、早期に回復したので、消費者米価を据え置いたままの食糧会計の赤字補てんができるようになつた。もし今次補正予算が成立しない場合は、災害対策

も、中央、地方の公務員の給与改善、食糧会計への繰り入れ、農業共済保険金の支払い等、ほとんどのすべての施策が実行不可能となり、ゆゆしい事態となる。」との答弁がありました。

また、四十二年度の予算規模等に関する質疑に對しましては、「経済成長の目通り、国際収支の動向、財源見込み等を勘案して、目下予算編成の

作業中であるが、公債政策をとつた第二年度とし

て、経済の伸びに適しない過度の膨張を避け、中立的予算とするよう、その規模を五兆円程度にとどめ、また、公債発行額の歳入中に占める比率を今度より低下させる方針で進んでいます。」との答弁がありました。

このほか質疑は、野党議員の審議拒否及び議員総辞職、衆議院解散、与野党の党首会談、政界、官界の綱紀粛正、大臣の任期及び各省人事異動のあり方、日米安全保障体制の確保及び自衛隊員の士氣高揚、過度な利己主義思想の是正、ベトナム紛争の見通し及びこれが解決への努力、核拡散防

止及び原子力平和利用の積極的推進、国連の中国代表権問題の解決及び日中貿易の促進、アジア開

拓のための経済協力、貿易及び資本の自由化の現状と問題点の周知徹底、中小企業の倒産対策、石炭鉱業の長期安定対策、災害復旧費の財源及び灾害予防対策、その他多岐にわたり行なわれ、政府からそれぞれ答弁がありましたが、詳細は会議録ををごらん願うことといたしまして、報告を省略さ

せていただきます。

かくて、質疑終了後、討論に入り、自由民主党

が政府原案賛成の討論を行ない、採決の結果、本

補正予算三案は政府原案のとおり可決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(福田直君) 三件につき討論の通告があ

ります。これを許します。漆黒郎君。

さて、本論に移りたいと存じますが、本三案

は、さきに大蔵大臣より説明がありましたよ

うに、補正の主たる要因は、公務員給与の改善ある

いは災害の復旧、生産者米価の引き上げに伴う食

糧管管理特別会計への繰り入れ、その他精作改善対策、石炭対策、地方政府対策などに伴う所要経費の追加、並びに不足財源補てんのための既定経費の節減などでありまして、一般会計はか七つの特

別会計と、政府関係のうち国鉄について減収補てんなどのための補正を行なうこととしたお

のあります。

私は、以下二、三の点について簡単に所見を申

し述べ、賛意を表したいと存じます。

第一は、公務員給与についてであります。給与

の改善につきましては、昨年度におきましてこ

れを行なつたわけありますが、その後、民間給

与の上昇に伴い、政府は過般の人事院勧告を尊

重して、本年九月よりこれを実施することとしたのであります。改定の内容において、初任給

の引き上げ、また、下位等級の引き上げ率の優

遇、中だるみの是正、また、医師については大幅な改善措置を講じましたことは、時宜を得た措置と存じます。

今回の給与の改善にあたりまして、この際公務員諸君の納紀の厳正と職務能率の一そとの向上を国民とともに期待してやまないものであります。なお、この際、給与に関する人事院勧告の時刻及び実施の方法等について、政府及び人事院においてはとくと検討され、勧告が完全に実施されますよう切望する次第であります。

第二は、食糧管理特別会計への繰り入れ八百億円であります。四十一年度国内米の政府買い入れ価格が引き上げられたことなどによる同会計の食糧管理勘定の損失額の増加分を補てんするためのものであります。生産者米価は、ここ数年来毎年改定せられ、三十年以来七三%の引き上げが行なわれております。他方、消費者米価は、同期間中、三回の改定を見、三五%の値上げにとどまっており、このために生産者米価と消費者米価との間に百五十キロ当たり千三百二十九円という大きな逆さやの現象を呈しているのであります。

かかる事実に着目し、世論の一部には種々の意見がありますが、この際、政府において消費者物価の抑制に最善を尽くす方針を堅持し、消費者米価の値上げを行なわないで、あえて巨額の繰り入れを行ない、物価安定の実をあげようとする決意に対し最大の敬意を払うとともに、国民諸君も政府の意のあるところを十分に理解し、物価の安定に一そく協力されるよう切に望むものであります。(拍手)

第三は、災害復旧費の追加百五億円であります。さきに発生した豪雪被害をはじめ、数次にわたり台風、夏季の集中豪雨などにより痛ましい災害の発生を見まして、公共土木施設の被害報告額のみでも千六百二十億円に達しており、これらの災害に対し、政府においてはそのつど予備費をもって措置し、すでに二百四十四億円を支出しておりますが、なお不足分などを計上し、復旧に万

全を期しておるのであります。

また、農業共済再保険金特別会計への繰り入れ六十五億円は、今春の異常気象による農作物の減収、特に北海道における被害額六百余億円に達せんとする冷害等に伴う再保険金支払い財源の追加であります。被災者の救済に最善を期しておられることは、まさに適切な措置であると存じます。

このほか、沖縄災害援助費、稻作改善対策費、石炭対策費、商工中金への出資など、いずれも時宜に適した措置であり、生活保護費、国民健康保険助成費など義務的経費の不足補てん等も当然の補正として賛意を表明するものであります。

以上のとく、今回の補正要因は当面緊要と認められるものであります。その経費は千九百九十二億円の巨額に達しております。

最後に、このような重要な補正予算が、かりに野党の審議拒否により不成立となりましたならば、家を失い、あまつさえ収入の道を閉ざされ、寒さにふるえる被災者の救済もできず、また、農家の米の買い入れにも支障を来たし、歳末を控えて、公務員諸君はもろんのこと、国民生活全般に大きな影響を与えることは火を見るよりも明らかなる事実であります。(拍手)

私は、この際、審議を放棄して顧みない野党諸君に一大猛省を促しまして、私の討論を終わりたいと存じます。(拍手)

○副議長(園田直君) これにて討論は終局いたしました。

三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。

よって、三件は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案
連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
正する法律案(第五十一回国会、伊能繁次正する法律案(第五十一回国会、伊能繁次

○亀岡高夫君 議案上程に関する緊急動議を提出いたしました。

○亀岡高夫君 議案上程に関する緊急動議を提出いたしました。

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。
内閣委員長木村武雄君。

〔本号(二)に掲載〕

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔木村武雄君登壇〕

○木村武雄君 たゞいま議題となりました四法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、給与関係三法案の要旨を申し上げますと、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月十三日付の人事院勧告を実施するため、一般職の国家公務員について、本年九月一日より、全俸給表の俸給月額並びに初任給調整手当、扶養手当及び通勤手当の額を改定し、これに伴う必要な措置を講ずることともに、非常勤手当の額の改定を行なおうとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職職員の給与改定に伴い、特別職職員の俸給月額などの改定を行なおうとするものであります。なお、内閣総理大臣、國務大臣及びこれと同額の俸給を受ける特別職職員については、改定が加えられておりません。

次に、防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じまして、防衛厅職員の俸給月額などの改定を行なおうとするものであります。

以上三法案は、昨十二月十八日本委員会に付託、本十九日、政府より提案理由の説明を聴取する法律案

官報

し、質疑を終了、討論もなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案は、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案にかかるもので、占領期間中ににおける連合国占領軍等の行為などにより死亡し、負傷し、または疾病にかかる被災者に対し、最近における災害補償制度及び社会保険制度の進展並びに被災者の実情などを考慮し、すでに行なわれた救済措置に加え、新たに特別障害給付金、特別遺族給付金等を支給し、また、被害者の妻にも支給金を支給する等の措置を行なおうとするものであります。

本案は、第五十一回国会に提出され、本委員会において継続審査となつておきましたが、今国会においては、本十九日審議に入り、内閣の意見を聽取した後、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(園田直君) 四案を一括して採決いたしました。

四案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

よつて、四案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○亀岡高夫君 議案上程に関する緊急動議を提出

いたします。

すなわち、この際、内閣提出、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案、右

両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(園田直君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

〔本号(二)に掲載〕

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。

地方行政委員長岡崎英城君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

○副議長(園田直君) 委員長の報告を請求します。

〔岡崎英城君登壇〕

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。

地方行政委員長岡崎英城君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

○副議長(園田直君) 委員長の報告を請求します。

〔岡崎英城君登壇〕

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。

地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について申上げます。

本案は、固定資産税の免稅点の引き上げ等に伴ひに、結果を御報告申し上げます。

また、別に討論の通告もなく、直ちに採決の結果、

本案は修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参考〕

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案に対する修

正案(委員会修正)

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

を人口割りで配分交付するとともに、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて地方公務員の給与改定を行なうに必要な経費につき、その

附則に次の一項を加える。

(議員の在職に関する特例)

3 市(特別区)を含む。以下同じ。町村の議会の議員が第一条の規定により行なわれる都道府県の議会の議員の選挙における候補者となるため

昭和四十二年三月三十日に退職した場合(公

職選挙法第九十九条の規定により当該市町村の議会の議員の職を辞したものとみなされた場合を含む)においては、当該市町村の議会の議員としての在職期間の取扱いについては、その者

は、政令で定めるところにより、当該退職に係る議員の任期満了の日(その日が当該都道府県の議会の議員の選挙の期日以後である場合にあつては、当該選挙の期日の前日)まで引き続き

当該議員として在職したものとみなす。

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員または長の任期が昭和四十二年三月から五月までに満了することとなるので、これらの選挙の期日等を統一し、多數の選挙の円滑な執行と選挙執行経費の節約を期するとともに、国民の地方選挙に対する関心を高めようとするものであります。

本案は、昨十八日本委員会に付託され、本日、藤枝自治大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、奥野誠亮君外三名より、都道府県の議会の議員に立候補するため昭和四十二年三月三十一日退職した市町村の議員の任期の取り扱いの特例を定むる旨の修正案が提出され、奥野委員の趣旨説明の後、別に討論の通告もなく、直ちに採決の結果、本案は修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

○副議長(園田直君) 両案を一括して採決いたします。

両案中、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の委員長の報告は可決、他の一案の委員長の報告は修正であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案は委員長報告のとおり決しました。

〔参考〕

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の一部を次のように修

正します。

すなわち、この際、内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○亀岡高夫君 議案上程に関する緊急動議を提出

俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右兩案を一括して議題といたします。

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(園田直君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。

法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右兩案を一括して議題といたします。

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右兩案を一括して議題といたします。

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右兩案を一括して議題といたします。

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。

三号以下の報酬を受ける判事及び三号から八号までの俸給を受ける検事などについて、その報酬または俸給以外の諸手当につき、一般職の国家公務員中、指定職俸給表の適用を受ける職員に準じた取り扱いをしようとするものであります。

委員会においては、右の二法案を一括して審議に付し、本日、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、全会一致をもつていずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

○副議長(園田直君) 両案を一括して採決いたしました。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。

よって、両案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○副議長(園田直君) 両案を一括して採決いたしました。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。

よって、両案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○副議長(園田直君) 両案を一括して採決いたしました。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(園田直君) 両案を一括して採決いたしました。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(園田直君) 両案を一括して採決いたしました。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(園田直君) 両案を一括して採決いたしました。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の再延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

〔本号(二)に掲載〕

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

○副議長(園田直君) 議案上程に関する緊急動議を提出いたしました。

○副議長(園田直君) ただいま議題となりました案件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

昨年十一月ロンドンで開催された国際小麦理事會において、一九六二年の国際小麦協定の有効期間を一九六七年七月三十一日まで一カ年再延長することについて合意が成立し、本議定書が採択されました。

本議定書は本年四月四日から四月二十九日まで協定の締約国の署名のため開放され、わが国は四月二十五日本議定書に署名いたしました。

このたび再延長されました小麦協定は、小麦の取引価格の安定と需給の調節を主目的として締結されたものであります。

すなわち、この際、内閣提出、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計から繰入金に関する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(園田直君) 鶴岡高夫君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案を議題といたします。

○副議長(園田直君) ただいま議題となりました農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案について承認を求めるの件

〔本号(二)に掲載〕

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。

大蔵委員長(二池信君)

〔報告書は本号(二)に掲載〕

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。

〔三池信君登壇〕

○三池信君 ただいま議題となりました農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案につきまして、大蔵

委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和四十一年度におきまして、低温、風水害、病虫害等により水陸稻及び麦の被害が異常に発生し、これに伴いまして、農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険金の支払いが増加する等のため、同勘定の支払い財源に不足が生ずる見込みでありますので、一般会計から六十五億五千六百万円を限り同勘定に繰り入れることができることとしようとするものであります。

なお、この繰入金につきましては、将来この会計の農業勘定におきまして決算上の剩余が生じた場合には、再保険金支払基金勘定に繰り入れるべき金額を控除した残額を一般会計に繰り戻さなければならぬことといたしております。

本案は、審査の結果、本十九日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(園田直君) 採決いたしました。

本案は、委員長報告のとおり可決いたしませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○亀岡高夫君 議案上程に関する緊急動議を提出いたしました。

すなわち、この際、内閣提出、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求めます。

すなわち、この際、内閣提出、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(園田直君) 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

(本号〔〕に掲載)

○副議長(園田直君) 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

〔本号〔〕に掲載〕

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。

〔報告書は本号〔〕に掲載〕

○副議長(園田直君) 採決いたしました。

○副議長(園田直君) 本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(園田直君) 本案は、石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○亀岡高夫君 議案上程に関する緊急動議を提出いたしました。

○副議長(園田直君) 本案は、石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求めるため所要の改正を行なうもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

本案は、石炭鉱業の合理化に伴い離職を余儀なくされた炭鉱離職者に対し、その再就職を促進するため所要の改正を行なうもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

第一に、炭鉱離職者求職手帳の発給要件を緩和して、昭和三十七年三月三十一日に炭鉱離職者であつた者のほか、昭和四十一年八月三十一日に炭鉱労働者であつた者に対しても、手帳を発給できることであります。

第二に、移住資金の支給対象者を拡大して、炭鉱労働者として再就職のために移住する炭鉱離職者に対しても、移住資金を支給できるようになります。

右のほか、雇用促進事業団の行なう援護業務の対象となる炭鉱離職者の範囲について、所要の整備を行なうこと等であります。

本案は、去る十八日本委員会に付託となり、本日

の委員会において、質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(園田直君)

本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(園田直君)

〔報告書は本号〔〕に掲載〕

〔天野公義君登壇〕

○天野公義君 ただいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたしました。

本案は、当面する石炭対策の一環として提出されたもので、石炭鉱業の整備の円滑化をはかるとともにあります。

その内容は、

本案は、促進交付金及び石炭鉱山整理交付金の中から、停止事業者にかわって弁済する債務に貯蓄金の返還債務を加えること。

第二に、石炭鉱業合理化事業団が石炭鉱山整理促進交付金及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案に納付する納付金の限度額を、トン当たり三十円から四十五円に引き上げることをあります。

本案は、十二月十八日当委員会に付託され、本日、政府より提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査を行ない、引き続き採決いたしましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告いたします。(拍手)

○副議長(園田直君) 採決いたしました。

○副議長(園田直君) 本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

官報(号外)		出席國務大臣	内閣總理大臣	佐藤栄作君
○亀岡高夫君 議案上程に關する緊急動議を提出いたしました。	すなわち、この際、内閣提出、特定船舶整備公團法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。	○副議長(園田直君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。	○副議長(園田直君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。	以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。	○副議長(園田直君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。	〔報告書は本号(一)に掲載〕	〔報告書は本号(一)に掲載〕	〔報告書は本号(一)に掲載〕
○副議長(園田直君) 委員長の報告を認めます。				
○古川丈吉君 ただいま議題となりました特定船舶整備公團法の一部を改正する法律案について、運輸委員長古川丈吉君。	○副議長(園田直君) 委員長の報告を認めます。	○副議長(園田直君) 委員長の報告を認めます。	○副議長(園田直君) 委員長の報告を認めます。	○副議長(園田直君) 委員長の報告を認めます。
○古川丈吉君 登壇	〔古川丈吉君登壇〕	○副議長(園田直君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。	○副議長(園田直君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。	○副議長(園田直君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。
○古川丈吉君 ただいま議題となりました特定船舶整備公團法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。	○副議長(園田直君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。	○副議長(園田直君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。	○副議長(園田直君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。	○副議長(園田直君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。
本法案は、去る本年五月閣議決定の内航海運対策要綱に盛られた内航海運に対する自立振興の諸対策を実施するため、現行特定船舶整備公團法を改正して、同公團の代替建造業務の拡大と融資業務の追加を行ない、これに伴う公團の名称変更と理事の増員を規定するとともに、公團の長期借り入れ金についての政府の債務保証、解撤、係船融資に対する政府の利子補給等の措置について定めようとするものであります。	○副議長(園田直君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。	○副議長(園田直君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。	○副議長(園田直君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。	○副議長(園田直君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。
本法案は、十二月十九日本委員会に付託され、同日、政府より提案理由の説明を聽取し、質疑を	〔報告書は本号(一)に掲載〕	〔報告書は本号(一)に掲載〕	〔報告書は本号(一)に掲載〕	〔報告書は本号(一)に掲載〕
○三池信君 ただいま議題となりました昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨と内容を御説明申し上げます。				
この法律案は、本十九日、大蔵委員会において全会一致をもつて起草、提出いたしたものでありまして、その内容は、昭和四十一年産の米穀につき、事前売り渡し申し込み制度の円滑な実施に資するため、個人及び農業生産法人が、その生産した同年産の米穀を事前売り渡し申し込みに基づいて政府に対し売り渡した場合には、昭和四十一年産米穀と同様に、その米穀にかかる所得税及び法人税について、売り渡しの時期に応じ玄米換算正味百五十キログラム、すなわち、一石当たり千百円ないし千七百円を非課税とする措置を講じようとするものであります。	この法律案は、本十九日、大蔵委員会において全会一致をもつて起草、提出いたしたものでありまして、その内容は、昭和四十一年産の米穀につき、事前売り渡し申し込み制度の円滑な実施に資するため、個人及び農業生産法人が、その生産した同年産の米穀を事前売り渡し申し込みに基づいて政府に対し売り渡した場合には、昭和四十一年産米穀と同様に、その米穀にかかる所得税及び法人税について、売り渡しの時期に応じ玄米換算正味百五十キログラム、すなわち、一石当たり千百円ないし千七百円を非課税とする措置を講じようとするものであります。	この法律案は、本十九日、大蔵委員会において全会一致をもつて起草、提出いたしたものでありまして、その内容は、昭和四十一年産の米穀につき、事前売り渡し申し込み制度の円滑な実施に資するため、個人及び農業生産法人が、その生産した同年産の米穀を事前売り渡し申し込みに基づいて政府に対し売り渡した場合には、昭和四十一年産米穀と同様に、その米穀にかかる所得税及び法人税について、売り渡しの時期に応じ玄米換算正味百五十キログラム、すなわち、一石当たり千百円ないし千七百円を非課税とする措置を講じようとするものであります。	この法律案は、本十九日、大蔵委員会において全会一致をもつて起草、提出いたしたものでありまして、その内容は、昭和四十一年産の米穀につき、事前売り渡し申し込み制度の円滑な実施に資するため、個人及び農業生産法人が、その生産した同年産の米穀を事前売り渡し申し込みに基づいて政府に対し売り渡した場合には、昭和四十一年産米穀と同様に、その米穀にかかる所得税及び法人税について、売り渡しの時期に応じ玄米換算正味百五十キログラム、すなわち、一石当たり千百円ないし千七百円を非課税とする措置を講じようとするものであります。	この法律案は、本十九日、大蔵委員会において全会一致をもつて起草、提出いたしたものでありまして、その内容は、昭和四十一年産の米穀につき、事前売り渡し申し込み制度の円滑な実施に資するため、個人及び農業生産法人が、その生産した同年産の米穀を事前売り渡し申し込みに基づいて政府に対し売り渡した場合には、昭和四十一年産米穀と同様に、その米穀にかかる所得税及び法人税について、売り渡しの時期に応じ玄米換算正味百五十キログラム、すなわち、一石当たり千百円ないし千七百円を非課税とする措置を講じようとするものであります。
昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)	昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)	昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)	昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)	昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)
○亀岡高夫君 議案上程に關する緊急動議を提出いたしました。				
○副議長(園田直君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。				
○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。				
〔報告書は本号(一)に掲載〕	〔報告書は本号(一)に掲載〕	〔報告書は本号(一)に掲載〕	〔報告書は本号(一)に掲載〕	〔報告書は本号(一)に掲載〕
○副議長(園田直君) 委員長の趣旨弁明を許します。				
午後五時五十二分散会	午後五時五十二分散会	午後五時五十二分散会	午後五時五十二分散会	午後五時五十二分散会

一、去る十一月三十日、内閣から、公正取引委員会委員に龜岡康夫君を九月十三日付をもつて任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十条第四項の規定により本院の承認を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月三十日、内閣から、国家公安委員会委員に眞野毅君を九月九日付をもつて任命したので、警察法第七条第三項の規定により本院の承認を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月三十日、内閣から、中央更生保護審査会委員に大井久君及び坂井改造君を十月十八日付をもつて任命したので、犯罪者予防更生法第五条第三項の規定により本院の承認を得た旨の要求書を受領した。

一、去る十一月三十日、内閣から、公安審査委員会委員に戸塚九一郎君及び矢部貢治君を十月十八日付をもつて任命したので、社会保険審査会設置法第五条第三項の規定により本院の承認を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月三十日、内閣から、社会保険審査会委員に岡村周美君を十月二十二日付をもつてそれ任命したので、社会保険審査官及び社会保險審査会法第二十二条第三項の規定により本院の承認を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月三十日、内閣から、運輸審査委員に木内曾益君を十月二十一日付をもつて任命したので、運輸省設置法第九条第三項の規定により本院の承認を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月三十日、内閣から、労働保険審査会委員に加藤光徳君を十月十八日付をもつて任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第三項の規定により本院の承認を得たい旨の要求書を受領した。

(委員推薦通知)

一、去る十六日、議長は、社会保障制度審議会委員

		員に次の議員を推薦し、その旨内閣に通知した。	
		(政府委員承認)	
内閣官房副長官	木村 優夫	鈴木 善幸君	吉村 吉雄君
同	石岡 實	内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長	同
内閣法制局長官	高辻 正巳	内閣法制局次長	吉國 一郎
内閣法制局第一部長	高柳 忠夫	内閣法制局第一部長	関 道雄
内閣法制局第二部長	真田 秀夫	内閣法制局第二部長	北村 駿
人事院事務総局第三部長	荒井 勇	人事院事務総局第三部長	佐藤 達夫
内閣法制局第四部長	田中 康民	内閣法制局第四部長	島田 朝夷
国防會議事務局長	北村 駿	国防會議事務局長	尾崎 基弘
人事院給与局長	佐藤 勇	人事院給与局長	佐藤 正典
人事官	佐藤 勇	人事官	同
人事院監査官	佐藤 勇	人事院監査官	同
内閣總理大臣官房陸上交通安全調査室長	宮崎 清文	内閣總理大臣官房陸上交通安全調査室長	増子 正宏
内閣總理大臣官房臨時在外財産問題調査室長	栗山 廉平	内閣總理大臣官房臨時在外財産問題調査室長	山野 幸吉
總理府賃雇局長	岩倉 規夫	總理府賃雇局長	上田 稔
總理府人事局長	宮崎 清文	總理府人事局長	高橋 浩
内閣總理大臣官房臨時近畿管区整備本部次長	梅澤 邦臣	内閣總理大臣官房臨時近畿管区整備本部次長	佐々木 即
公正取引委員会事務局長	佐々木 即	公正取引委員会事務局長	新井 裕
警察庁長官官房長	羽山 忠弘	法務大臣官房司法法制調査部長	中島 武雄
警察庁刑事事務局長	津田 實	法務省刑事局長	竹中 喜満太
法務省入国管理局長	中川 進	法務省入国管理局長	高野 榮一
外務大臣官房次官	藤吉 篤	外務大臣官房次官	高野 榮一

		員に次の議員を推薦し、その旨内閣に通知した。	
		(政府委員承認)	
内閣官房副長官	木村 優夫	鈴木 善幸君	吉村 吉雄君
同	石岡 實	内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長	同
内閣法制局長官	高辻 正巳	内閣法制局次長	吉國 一郎
内閣法制局第一部長	高柳 忠夫	内閣法制局第一部長	関 道雄
内閣法制局第二部長	真田 秀夫	内閣法制局第二部長	北村 駿
人事院事務総局第三部長	荒井 勇	人事院事務総局第三部長	佐藤 達夫
内閣法制局第四部長	田中 康民	内閣法制局第四部長	島田 朝夷
国防會議事務局長	北村 駿	国防會議事務局長	尾崎 基弘
人事院給与局長	佐藤 勇	人事院給与局長	佐藤 正典
人事官	佐藤 勇	人事官	同
人事院監査官	佐藤 勇	人事院監査官	同
内閣總理大臣官房陸上交通安全調査室長	宮崎 清文	内閣總理大臣官房陸上交通安全調査室長	増子 正宏
内閣總理大臣官房臨時在外財産問題調査室長	栗山 廉平	内閣總理大臣官房臨時在外財産問題調査室長	山野 幸吉
總理府賃雇局長	岩倉 規夫	總理府賃雇局長	上田 稔
總理府人事局長	宮崎 清文	總理府人事局長	高橋 浩
内閣總理大臣官房臨時近畿管区整備本部次長	梅澤 邦臣	内閣總理大臣官房臨時近畿管区整備本部次長	佐々木 即
公正取引委員会事務局長	佐々木 即	公正取引委員会事務局長	新井 裕
警察庁長官官房長	羽山 忠弘	法務大臣官房司法法制調査部長	中島 武雄
警察庁刑事事務局長	津田 實	法務省刑事局長	竹中 喜満太
法務省入国管理局長	中川 進	法務省入国管理局長	高野 榮一
外務大臣官房次官	藤吉 篤	外務大臣官房次官	高野 榮一

官報(号外)

厚生省援護局長	実木 博次	労働大臣官房長	辻 英雄
農林政務次官	草野 一郎平	労働省勞働基準局長	松永 正男
同		労働省職業安定局長	有馬 元治
農林大臣官房長		労働省勞政局長	村上 茂利
農林省農林經濟局長		労働省職業訓練局長	松永 正男
農林省農政局長		建設政務次官	和田 勝美
農林省畜產局長		建設省計画局長	和田 勝美
農林省農地局長		建設省都市局長	鷲谷 直藏
農林省畜產局長		建設省河川局長	鶴海良一郎
農林省園芸局長		建設省道路局長	鶴海良一郎
食糧斤長官		建設省住宅局長	三橋 信一
林野厅長官	若林 正武	自治政務次官	伊東 隆治
水産厅長官	久宗 高	自治大臣官房長	長野 弘
通商産業政務次官	宇野 宗佑	自治省行政局長	士郎 錦義
同	金丸 富夫	自治省選舉局長	隆矢 敬義
通商産業大臣官房長	大慈瀬嘉久	自治省財政局長	細郷 道一
通商産業省通商局長	山崎 隆造	自治省稅務局長	丹羽 兵助君
通商産業省貿易振興局長	今村 昇	消防厅長官	松島 五郎
通商産業省企業局長	熊谷 典文	佐久間 強	
通商産業省企工局長	吉光 節男		
通商産業省重工業局長	高島 久		
通商産業省化學工業局長	乙竹 良彦		
通商産業省織維雜貨局長	兩角 虎三		
通商産業省石炭局長	井上 良亮		
通商産業省鐵山保安局長	森 五郎		
通商産業省公益事業局長	安達 次郎		
中小企業厅長官	影山 衛司		
運輸政務次官	金丸 信		
運輸大臣官房長	沢 伸次		
通商産業省海运局長	亀山 信郎		
通商産業省航空局長	堀 武夫		
海上保安厅長官	佐藤 光夫		
氣象廳長官	柴田 泰次		
郵政大臣官房長	田澤 吉郎		
郵政大臣官房長	曾山 博		
郵政省人事局長	上原 一郎		
郵政省經理局長	榎樹 一郎		
労働政務次官	海部 徳樹		

(政府委員任命)	（政府委員任命）	（政府委員任命）	（政府委員任命）
一、今十九日、佐藤内閣總理大臣から綾部議長宛、 昨十八日付議長において承認した木村俊夫外百 五十九名（羽山忠弘を除く）を今十九日第五十三 回国会政府委員に任命した旨の通知を受領し た。	一、今十九日、佐藤内閣總理大臣から綾部議長宛、 昨十八日付議長において承認した木村俊夫外百 五十九名（羽山忠弘を除く）を今十九日第五十三 回国会政府委員に任命した旨の通知を受領し た。	一、今十九日、佐藤内閣總理大臣から綾部議長宛、 昨十八日付議長において承認した木村俊夫外百 五十九名（羽山忠弘を除く）を今十九日第五十三 回国会政府委員に任命した旨の通知を受領し た。	一、今十九日、佐藤内閣總理大臣から綾部議長宛、 昨十八日付議長において承認した木村俊夫外百 五十九名（羽山忠弘を除く）を今十九日第五十三 回国会政府委員に任命した旨の通知を受領し た。
（理事補欠選任）	（理事補欠選任）	（理事補欠選任）	（理事補欠選任）
一、去る十六日、議院運営委員長において、次の通 り理事の補欠を指名した。 理事 渡海元三郎君（理事坪川信三君去る十 五日委員長就任につきその補欠）	一、去る十六日、議院運営委員長において、次の通 り理事の補欠を指名した。 理事 渡海元三郎君（理事坪川信三君去る十 五日委員長就任につきその補欠）	一、去る十六日、議院運営委員長において、次の通 り理事の補欠を指名した。 理事 渡海元三郎君（理事坪川信三君去る十 五日委員長就任につきその補欠）	一、去る十六日、議院運営委員長において、次の通 り理事の補欠を指名した。 理事 渡海元三郎君（理事坪川信三君去る十 五日委員長就任につきその補欠）
（常任委員辞任）	（常任委員辭任）	（常任委員辭任）	（常任委員辭任）
一、去る十六日、議長において、次の常任委員の 辞任を許可した。 予算委員 加藤 進君	一、去る十六日、議長において、次の常任委員の 辞任を許可した。 予算委員 加藤 進君	一、去る十六日、議長において、次の常任委員の 辞任を許可した。 予算委員 加藤 進君	一、去る十六日、議長において、次の常任委員の 辞任を許可した。 予算委員 加藤 進君

（常任委員辭任）	（常任委員辭任）	（常任委員辭任）	（常任委員辭任）
一、去る十六日、議長において、次の常任委員の 辞任を許可した。 予算委員 加藤 進君	一、去る十六日、議長において、次の常任委員の 辞任を許可した。 予算委員 加藤 進君	一、去る十六日、議長において、次の常任委員の 辞任を許可した。 予算委員 加藤 進君	一、去る十六日、議長において、次の常任委員の 辞任を許可した。 予算委員 加藤 進君
（常任委員辭任）	（常任委員辭任）	（常任委員辭任）	（常任委員辭任）
一、去る十七日、議長において、次の常任委員の 辞任を許可した。 予算委員 加藤 進君	一、去る十七日、議長において、次の常任委員の 辞任を許可した。 予算委員 加藤 進君	一、去る十七日、議長において、次の常任委員の 辞任を許可した。 予算委員 加藤 進君	一、去る十七日、議長において、次の常任委員の 辞任を許可した。 予算委員 加藤 進君

（常任委員辭任）	（常任委員辭任）	（常任委員辭任）	（常任委員辭任）
一、去る十七日、議長において、次の常任委員の 辞任を許可した。 予算委員 加藤 進君	一、去る十七日、議長において、次の常任委員の 辞任を許可した。 予算委員 加藤 進君	一、去る十七日、議長において、次の常任委員の 辞任を許可した。 予算委員 加藤 進君	一、去る十七日、議長において、次の常任委員の 辞任を許可した。 予算委員 加藤 進君
（常任委員辭任）	（常任委員辭任）	（常任委員辭任）	（常任委員辭任）
一、去る十七日、議長において、次の常任委員の 辞任を許可した。 予算委員 加藤 進君	一、去る十七日、議長において、次の常任委員の 辞任を許可した。 予算委員 加藤 進君	一、去る十七日、議長において、次の常任委員の 辞任を許可した。 予算委員 加藤 進君	一、去る十七日、議長において、次の常任委員の 辞任を許可した。 予算委員 加藤 進君

内閣委員	伊能繁次郎君 橋本登美三郎君 渡海元三郎君	竹下登君
植木庚子郎君 徳郎君	森山欽司君	
漁業課長 恭一君		
地方行政委員		
田村良平君 元晴君	塙田徳君	
法務委員		
植木庚子郎君 徳郎君		
文教委員		
森下元晴君	塙田徳君	
社会労働委員		
井出一太郎君 吉正君		
建設委員		
商工委員		
予算委員		
鯨崎兵輔君 小平久雄君 中曾根康弘君 相川勝六君 小坂善太郎君 小山長規君 丹羽兵助君 江崎真澄君 野田卯一君 植木庚子郎君 古井喜實君	坂村吉正君 藤本幸雄君 田中六助君 森山欽司君 保科善四郎君 荒木萬壽夫君 井出一太郎君 鈴木善幸君 今松治郎君 三原朝雄君 小川半次君 瀬戸山三男君 塙田重雄君 竹内黎一君 天野光晴君 小渕恵三君	永山忠則君 瀬戸山三男君 大石八治君 坂村吉正君 幸雄君 欽司君 荒木萬壽夫君 坂善太郎君 長規君 兵助君 江崎真澄君 卯一君 植木庚子郎君 喜實君 瀬戸山三男君 重雄君 黎一君 恵三君

伊能繁次郎君 橋本登美三郎君 渡海元三郎君	竹下登君
野呂恭一君	
田村良平君	

(議案提出)	（衆約提出）
一、今十九日、委員長から提出した議案は次の通りである。千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の再延長に関する議定書の締結について承認を求める（議案提出）	一、今十九日、委員長から提出した議案は次の通りである。昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（大臣提出）
二、昨十八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	二、今十九日、内閣から提出した議案は次の通りである。特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案（大臣提出第七号）
内閣委員	大蔵委員会付託
植木庚子郎君 徳郎君	農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案（内閣提出第七号）

法律案（内閣提出第五号）	以上二件 法務委員会付託
炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第九号）	社会労働委員会付託
石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第八号）	商工委員会付託
一、昨十八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。	公職選挙法の一部を改正する法律案（辻武寿君外六名提出、參法第一号）（予）
一、今十九日、委員会に付託された今国会継続の議案は次の通りである。	政治資金規正法の一部を改正する法律案（辻武寿君外六名提出、參法第二号）（予）
一、昨十八日、委員会に付託された今国会継続の議案は次の通りである。	公害対策基本法案（吉川兼光君外一名提出、第五十一年国会衆法第八号）
一、昨十八日、委員会に付託された今国会継続の議案は次の通りである。	公害対策基本法案（中井徳次郎君外二十二名提出、第五十一回国会衆法第一四号）
一、今十九日、委員会に付託された議案は次の通りである。	以上二件 社会労働委員会付託
一、今十九日、委員会に付託された議案は次の通りである。	消費者基本法案（春日一幸君外一名提出、第五十一回国会衆法第一六号）
一、今十九日、委員会に付託された議案は次の通りである。	物価安定緊急措置法案（堀昌雄君外二十四名提出、第五十二回国会衆法第四四号）
一、今十九日、委員会に付託された議案は次の通りである。	以上三件 商工委員会付託
一、今十九日、委員会に付託された議案は次の通りである。	内閣提出第一二号）運輸委員会付託
一、今十九日、委員会に付託された議案は次の通りである。	内閣提出第一一〇号）
裁判官の報酬等に関する法律案（内閣提出第一〇号）	
以上二件 地方行政委員会付託	
法律案（内閣提出第四号）	
検察官の俸給等に関する法律案（大臣委員長提出）	
税の臨時特例に関する法律案（大臣委員長提出）	

衆議院議録第四号中正誤	正誤による
正誤による	正誤による
正誤による	正誤による
正誤による	正誤による

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可書

昭和四十一年十二月十九日 衆議院會議錄第五号(一)

外
部

内
部

○ 第二回 衆議院会議録 第五号

昭和四十一年十一月十九日

日本に開港する。

昭和四十一年十一月十九日

日本に開港する。

〔本件工事〕

日本に開港する。

右

日本に開港する。

左

日本に開港する。

(外) 報 告

右

日本に開港する。

左

日本に開港する。

昭和41年度一般会計補正予算

予算総則補正

第1条既定の昭和41年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区	分	歳入(円)	歳出(円)
昭和41年度成立予算総額		4,314,270,590,000	4,314,270,590,000
追 加 領		160,946,498,000	199,295,919,000
補 正 領	修正減少額 ▲	7,069,000,000	36,418,421,000
差 引 領		162,877,498,000	162,877,498,000
改昭和41年度予算総額		4,477,147,888,000	4,477,147,888,000

甲号

歳入歳出予算補正

歳入

大蔵省主管

(追加額)

租税及印紙收入

(款)

所得人税

税

(項)

法相品税

税

(部)

租税

税

(款)

印紙

税

(部)

専用納付金

税

(款)

日本専用公社納付金

税

(部)

雜物関税

税

(款)

納付金

税

(項)

日本銀行納付金

税

(部)

租税及印紙收入

税

(款)

租税

税

(項)

酒類

税

(部)

大藏省主管補正額合計

税

(款)

農林省主管

税

第2条「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加等は、「丙号線越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条「財政法」第15条第1項の規定により昭和41年度において國が債務を負担する行為の追加は、「丁号國庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第4条「財政法」第28条の規定により、「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定經費補正要求書」、

「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添附する。
第5条昭和41年度一般会計予算総則第10条中「外航船舶建造融資利息補給及び損失補償法」第4条の規定による金額の限度「4,244,081,000円」を「4,149,493,000円」に、「日本開発銀行」に関する外航船舶建造融資利息補給臨時措置法」第3条の規定による金額の限度「17,272,002,000円」を「17,680,451,000円」に改める。
第6条昭和41年度一般会計予算総則第11条第1項中日本国有鉄道が公募により発行する鉄道債券に係る債務につき政府が保証することができる金額の限度「130,000,000,000円」を「154,000,000,000円」に、日本道路公团が公募により発行する道路債券に係る債務につき政府が保証することができると金額の限度「59,300,000,000円」を「75,300,000,000円」に改める。

外 告 (号) 計

(組織) 総理府所管	91,176,000	△ 713,000
(追)(項) 加總	2,954,514,000	△ 722,000
(追)(項) 恩賜支給事務費	5,124,000	△ 301,364,000
(追)(項) 地震災害援助	673,000	△ 3,548,000
(修正) 減少額	360,000,000	△ 158,000
(修正) 減少額	3,411,484,000	△ 2,596,000
(組織) 宮内省整備委員会	42,034,000	△ 2,358,000
(追)(項) 土地調整委員会	12,005,000	△ 41,303,000
(修正) 減少額	5,985,000	△ 125,246,000
(組織) 首都圈整備委員会	4,661,000	△ 9,415,000
(修正) 減少額	3,599,000	△ 115,891,000
(組織) 行政少額	4,587,000	△ 369,463,000
(修正) 減少額	1,787,000	△ 2,98,929,000
(組織) 文部省圖書館	3,680,000	△ 1,962,247,000
(修正) 減少額	78,348,000	
(組織) 文部省圖書館	3,333,136,000	
(修正) 減少額	7,492,000	
(組織) 北海道開発局	1,769,000	
(修正) 減少額	1,791,000	
(組織) 北海道開発事業工事諸費用計	324,112,000	
(修正) 減少額	390,982,000	
(組織) 公正取引委員会	2,537,000	
(修正) 減少額	5,148,000	
(組織) 警察本部	13,834,000	
(修正) 加總	21,519,000	
(組織) 警察本部	6,319,805,000	
(修正) 減少額	369,463,000	
(項) 警察本部	288,929,000	

(外) 参 加

(修 正) 差 引 加 償 施 設 計	(組織) 防 徒 施 設 計	(項) 防 徒 施 設 計	(外) 参 加
研究開発費 施設整備等附帯事務費 計	差引補正額	差引補正額	差引補正額
△ 72,724,000 △ 11,805,000 △ 2,046,776,000 △ 4,273,029,000	△ 11,805,000 △ 2,046,776,000 △ 4,273,029,000	△ 11,805,000 △ 2,046,776,000 △ 4,273,029,000	△ 25,489,000 △ 14,859,000 △ 6,839,000
(修 正) 差 引 加 償 施 設 計	(組織) 防 徒 施 設 計	(項) 防 徒 施 設 計	(外) 参 加
宇宙開発推進本部 無機材質研究所 (既定の非金屬無機材質 基礎研究所の項を改称 する。)	宇宙開発推進本部 無機材質研究所 (既定の非金屬無機材質 基礎研究所の項を改称 する。)	宇宙開発推進本部 無機材質研究所 (既定の非金屬無機材質 基礎研究所の項を改称 する。)	宇宙開発推進本部 無機材質研究所 (既定の非金屬無機材質 基礎研究所の項を改称 する。)
△ 135,712,000 △ 31,765,000 △ 167,477,000	△ 135,712,000 △ 31,765,000 △ 167,477,000	△ 135,712,000 △ 31,765,000 △ 167,477,000	△ 153,428,000 △ 103,755,000 △ 8,154,344,000
(修 正) 差 引 加 償 施 設 計	(組織) 法務本部 総理府所管補正額合計	(修 正) 法務本部 総理府所管補正額合計	(修 正) 法務本部 総理府所管補正額合計
△ 153,480,000	△ 153,480,000	△ 153,480,000	△ 153,480,000
(修 正) 差 引 加 償 施 設 計	(組織) 法務本部 外國人登録事務 省費	(修 正) 法務本部 外國人登録事務 省費	(修 正) 法務本部 外國人登録事務 省費
△ 253,757,000 △ 4,690,000 △ 258,447,000	△ 253,757,000 △ 4,690,000 △ 258,447,000	△ 253,757,000 △ 4,690,000 △ 258,447,000	△ 253,757,000 △ 4,690,000 △ 258,447,000
(修 正) 差 引 加 償 施 設 計	(組織) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費
△ 14,351,000	△ 14,351,000	△ 14,350,000	△ 14,350,000
(修 正) 差 引 加 償 施 設 計	(組織) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費
△ 2,192,000	△ 2,192,000	△ 2,192,000	△ 2,192,000
(修 正) 差 引 加 償 施 設 計	(組織) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費
△ 1,342,000	△ 1,342,000	△ 1,342,000	△ 1,342,000
(修 正) 差 引 加 償 施 設 計	(組織) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費
△ 17,885,000	△ 17,885,000	△ 17,885,000	△ 17,885,000
(修 正) 差 引 加 償 施 設 計	(組織) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費
△ 18,189,000	△ 18,189,000	△ 18,189,000	△ 18,189,000
(修 正) 差 引 加 償 施 設 計	(組織) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費
△ 14,203,000	△ 14,203,000	△ 14,203,000	△ 14,203,000
(修 正) 差 引 加 償 施 設 計	(組織) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費
△ 9,566,000	△ 9,566,000	△ 9,566,000	△ 9,566,000
(修 正) 差 引 加 儢 施 設 計	(組織) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費
△ 7,715,000	△ 7,715,000	△ 7,715,000	△ 7,715,000
(修 正) 差 引 加 儢 施 設 計	(組織) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費
△ 49,673,000	△ 49,673,000	△ 49,673,000	△ 49,673,000
(修 正) 差 引 加 儢 施 設 計	(組織) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費
△ 10,933,000	△ 10,933,000	△ 10,933,000	△ 10,933,000
(修 正) 差 引 加 儢 施 設 計	(組織) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費
△ 7,248,000	△ 7,248,000	△ 7,248,000	△ 7,248,000
(修 正) 差 引 加 儢 施 設 計	(組織) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費
△ 28,500,000	△ 28,500,000	△ 28,500,000	△ 28,500,000
(修 正) 差 引 加 儢 施 設 計	(組織) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費
△ 6,000	△ 6,000	△ 6,000	△ 6,000
(修 正) 差 引 加 儢 施 設 計	(組織) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費
△ 13,535,000	△ 13,535,000	△ 13,535,000	△ 13,535,000
(修 正) 差 引 加 儢 施 設 計	(組織) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費
△ 24,362,000	△ 24,362,000	△ 24,362,000	△ 24,362,000
(修 正) 差 引 加 儢 施 設 計	(組織) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費
△ 4,255,000	△ 4,255,000	△ 4,255,000	△ 4,255,000
(修 正) 差 引 加 儢 施 設 計	(組織) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費	(修 正) 法務本部 省費
△ 290,000	△ 290,000	△ 290,000	△ 290,000

官 報 (号 外)

(項) 大藏省	本國会等助成費	支拂金	海運業再建整備日本開発予	35,313,000
(追)(項) 文部本部	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	4,1785,000
(追)(項) 文部本部	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	3,358,321,000
(追)(項) 文部本部	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	200,000,000
(追)(項) 文部本部	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	17,000,000,000
(追)(項) 文部本部	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	20,595,409,000
(追)(項) 文部本部	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	20,018,414,000
(追)(項) 文部本部	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	116,436,000
(追)(項) 文部本部	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	39,216,000
(追)(項) 文部本部	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	77,220,000
(追)(項) 文部本部	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	144,976,000
(追)(項) 文部本部	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	23,120,000
(追)(項) 文部本部	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	121,856,000
(追)(項) 文部本部	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	1,883,725,000
(追)(項) 文部本部	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	107,022,000
(追)(項) 文部本部	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	1,069,000
(追)(項) 文部本部	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	1,060,000
(追)(項) 文部本部	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	109,202,000
(追)(項) 文部本部	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	1,774,523,000
(追)(項) 文部本部	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	18,044,815,000
(追)(項) 文部本部	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	80,404,000
(追)(項) 文部本部	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	16,925,454,000
(追)(項) 文部本部	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	210,738,000
(追)(項) 文部本部	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	6,278,000
(修) 減少額	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	3,569,000
(修) 減少額	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	100,000,000
(修) 減少額	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	29,600,000
(修) 減少額	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	5,721,000
(修) 減少額	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	1,093,000
(修) 減少額	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	2,816,920,000
(修) 減少額	文部省所管補正額合計	支拂金	支拂金	20,179,958,000

(追) 国立栄養研究所	507,000	國立身體障害者更生指導所	327,000
(追) 国立予防衛生研究所	2,068,000	國立保養所	182,000
(追) 血清その他製造及検定費	326,000	國立ろくあ者更生指導所	336,000
(追) 研究所	△	國立教育院	406,000
(追) 病院	△	國立精神薄弱兒童養護院	259,000
(追) 立衛生等試験費	△	計	1,733,000
(追) 差引正額所	6,161,000	差引補正額	665,000
(追) (組織) 檢査補正額	19,013,000	(組織) 地方医務局	11,345,000
(追) (項) 加減額	23,884,000	(追) (項) 地方少地方医務局	7,105,000
(修) (項) 正額所	△	(修) (項) 地方少地方医務局	△
(修) (組織) 檢査差額所	△	(修) (項) 地方少地方医務局	648,000
(修) (項) 引立額	4,878,000	(修) (項) 地方少地方医務局	6,457,000
(追) (項) 国立療養所經營費	19,006,000	(追) (項) 麻薬取締官事務所	3,245,000
(追) (項) 国立療養所經營費	738,796,000	(追) (項) 麻薬取締官事務所	△
(追) (項) 国立療養所經營費	107,638,000	(追) (項) 麻薬取締官事務所	1,658,000
(追) (項) 国立療養所經營費	3,920,000	(追) (項) 麻薬取締官事務所	1,587,000
(追) (項) 計	850,354,000	(追) (項) 厚生省督補正額合計	11,663,600,000
(追) (項) 国立療養所經營費	△	(追) (項) 農林本業振興開拓者助農	△
(追) (項) 国立療養所經營費	15,786,000	(追) (項) 農林本業振興開拓者助農	209,608,000
(追) (項) 国立療養所經營費	2,387,000	(追) (項) 農林本業振興開拓者助農	51,737,000
(追) (項) 国立療養所經營費	1,074,000	(追) (項) 農林本業振興開拓者助農	6,947,344,000
(追) (項) 国立更生機関	19,252,000	(追) (項) 農産物生産対策費	5,658,000
(追) (項) 国立更生機関	831,102,000	(追) (項) 農業改良普及事業費	15,634,000
(追) (項) 国立光療所	5,385,000	(追) (項) 農業改良普及事業費	7,487,000
(追) (項) 国立身体障害者更生指導所	1,837,000	(追) (項) 農業改良普及事業費	△
(追) (項) 国立保健院	1,965,000	(追) (項) 農業振興費	201,558,000
(追) (項) 国立教諭院	2,668,000	(追) (項) 農業振興費	33,045,000
(追) (項) 国立精神薄弱兒童養護院	1,223,000	(追) (項) 農業施設災害復旧事業費	77,955,000
(追) (項) 計	13,078,000	(追) (項) 農業施設災害復旧事業費	1,962,039,000
(修) (項) 国立光明寮	△	(修) (項) 昭和41年發生農業施設災害復旧事業費	1,776,400,000
(修) (項) 国立光明寮	223,000	(修) (項) 計	16,284,767,000

(外) 報	(追) 地方農政正務局額	9,497,000	(修) 正減少額	14,754,000
(組織) 加計調查額	78,883,000	(項) 水産業調査取扱額	40,706,000	
(追) 加計調查額	390,530,000	(修) 渔港整備事業附帯事務所研究	128,128,000	
(修) 正減統計引正補額	22,650,000	(項) 水産業研究	248,000	
(項) 差金、食糧少額	387,380,000	(修) 珠寶產業検査研究	2,722,000	
(追) 加計調查額	81,000,000,000	(項) 水真珠產業北海道鮭鱈孵化場	17,000	
(修) 正減少額	△ 1,264,000	(修) 差引正補額	160,000	
(項) 費費額	△ 165,135,000	(修) 農林省所管補正額合計	4,631,000	
(修) 正減少額	△ 11,392,000	(修) (組織) 通商産業本省費用	2,859,000	
(項) 費費額	△ 178,291,000	(修) (修) 通商産業本省費用	189,225,000	
(修) 正減少額	△ 80,821,708,000	(修) (修) (修) 農林省所管補正額合計	136,069,000	
(項) 費費額	29,893,000	(修) (修) (修) (修) 農林省所管補正額合計	96,635,868,000	
(修) 正減少額	26,862,000	(修) (修) (修) (修) (修) 通商産業本省費用	2,404,318,000	
(項) 費費額	110,500,000	(修) (修) (修) (修) (修) (修) 通商産業本省費用	2,505,494,000	
(修) 正減少額	6,884,000	(修) (修) (修) (修) (修) (修) (修) 通商産業本省費用	23,128,000	
(項) 費費額	174,139,000	(修) (修) (修) (修) (修) (修) (修) (修) 通商産業本省費用	3,830,000	
(修) 正減少額	△ 2,192,000	(修) (修) (修) (修) (修) (修) (修) (修) (修) 通商産業本省費用	156,113,000	
(項) 費費額	△ 31,970,000	(修) 通商産業本省費用	3,768,000	
(修) 正減少額	△ 704,000	(修) 通商産業本省費用	532,500,000	
(項) 費費額	△ 1,656,000	(修) 通商産業本省費用	28,981,000	
(修) 正減少額	△ 36,522,000	(修) 通商産業本省費用	162,000	
(項) 費費額	137,617,000	(修) 通商産業本省費用	9,195,000	
(修) 正減少額	△ 1,746,448,000	(修) 通商産業本省費用	1,369,000	
(項) 費費額	4,662,000	(修) 通商産業本省費用	759,046,000	
(修) 正減少額	214,306,000	(修) 通商産業本省費用	1,746,448,000	
(項) 費費額	89,300,000	(修) 通商産業本省費用	9,890,000	
(修) 正減少額	17,026,000	(修) 通商産業本省費用	3,393,000	
(項) 費費額	325,294,000	(修) 通商産業本省費用	13,288,000	
(修) 正減少額	△ 752,000	(修) 通商産業本省費用	752,000	

六 事 (計)

11

(修正) 差引補正額	織維製品検査所	918,000	(修正) 減少額	中小企業厅費	△ 353,000
(追加) 差額	計	1,670,000	(追加) 差額	△ 496,737,000	△ 2,600,000,000
(組織) 工業技術院	研究所	11,618,000	(組織) 通商産業省	△ 3,097,090,000	△ 1,397,090,000
(修正) 差引補正額	計	2,457,000	(修正) 減少額	中小企業高度化資金貸付	
(追加) 計	計	1,761,000	(追加) 差額	△ 64,175,000	
(組織) 工業技術試験院	研究所	4,550,000	(組織) 通商産業省	△ 11,349,000	
(修正) 差引補正額	計	2,672,000	(修正) 減少額	△ 52,825,000	
(追加) 計	計	5,664,000	(修正) 差額	△ 5,776,000	
(組織) 工業技術試験院	研究所	17,104,000	(修正) 減少額	△ 382,000	
(修正) 差引補正額	計	1,130,000	(修正) 減少額	△ 5,394,000	
(追加) 計	計	103,677,000	(修正) 減少額	△ 110,138,000	
(組織) 鉄工業技術研究開発費研究所	研究所	37,516,000	(組織) 鉄山保安監督官署	△ 1,231,000	
(修正) 差引補正額	計	1,071,000	(修正) 減少額	△ 352,000	
(追加) 計	計	151,000	(修正) 減少額	△ 99,000	
(組織) 大阪工業技術試験院	研究所	193,000	(修正) 減少額	△ 175,000	
(修正) 差引補正額	計	1,593,000	(修正) 減少額	△ 188,000	
(追加) 計	計	186,000	(修正) 減少額	△ 4,276,000	
(組織) 名古屋工業技術試験院	研究所	70,000	(修正) 減少額	△ 152,105,000	
(修正) 差引補正額	計	107,000	(修正) 減少額	△ 135,001,000	
(追加) 計	計	1,231,000	(組織) 通商産業省管補正額合計	△ 304,690,000	
(組織) 電機工業技術試験院	研究所	352,000	(組織) 通商産業省管補正額合計	△ 69,627,000	
(修正) 差引補正額	計	99,000	(組織) 通商産業省管補正額合計	△ 122,053,000	
(追加) 計	計	175,000	(組織) 通商産業省管補正額合計	△ 113,000,000	
(組織) 電機工業技術試験院	研究所	188,000	(組織) 通商産業省管補正額合計	△ 304,690,000	
(修正) 差引補正額	計	4,276,000	(組織) 通商産業省管補正額合計	△ 25,011,000	
(追加) 計	計	152,105,000	(組織) 通商産業省管補正額合計	△ 369,284,000	
(組織) 維持工業調査試験院	研究所	135,001,000	(組織) 通商産業省管補正額合計	△ 2,315,000	
(修正) 差引補正額	計	394,051,000	(組織) 通商産業省管補正額合計	△ 13,687,000	
(追加) 計	計	282,000	(組織) 通商産業省管補正額合計	△ 4,624,000	
(組織) 中小企業庁	計	394,333,000	(組織) 通商産業省管補正額合計	△ 414,921,000	
(追加) 計	計	1,700,000,000	(組織) 通商産業省管補正額合計	△ 110,231,000	

外埠(埠)単

(修) (正) (減) 少額	船員労働委員会 海上保安廳	△ 255,000
(修) (正) (減) 加減	海員保険上 保安官署	△ 390,273,000
(修) (正) (減) 航減	海員保険上 保安官署	△ 126,327,000
(修) (正) (減) 航減	海員保険上 保安官署	△ 263,946,000
(修) (正) (減) 航減	海員保険上 保安官署	△ 16,101,000
(修) (正) (減) 航減	海員保険上 保安官署	△ 16,062,000
(修) (正) (減) 航減	海員保険上 保安官署	△ 1,735,000
(修) (正) (減) 航減	海員保険上 保安官署	△ 13,320,000
(修) (正) (減) 航減	海員保険上 保安官署	△ 2,843,000
(修) (正) (減) 航減	海員保険上 保安官署	△ 7,427,000
(修) (正) (減) 航減	海員保険上 保安官署	△ 25,325,000
(修) (正) (減) 航減	海員保険上 保安官署	△ 9,263,000
(修) (正) (減) 航減	海員保険上 保安官署	△ 58,409,000
(修) (正) (減) 航減	海員保険上 保安官署	△ 5,148,000
(修) (正) (減) 航減	海員保険上 保安官署	△ 53,261,000
(修) (正) (減) 航減	海員保険上 保安官署	△ 1,258,000
(修) (正) (減) 航減	郵政本部 本理監計補正額合計	△ 18,347,000
(修) (正) (減) 航減	郵政本部 本理監計補正額合計	△ 23,362,000
(修) (正) (減) 航減	郵政本部 本理監計補正額合計	△ 3,354,000
(修) (正) (減) 航減	郵政本部 本理監計補正額合計	△ 20,008,000
(修) (正) (減) 航減	郵政本部 本理監計補正額合計	△ 54,893,000
(修) (正) (減) 航減	郵政本部 本理監計補正額合計	△ 42,353,000
(修) (正) (減) 航減	郵政本部 本理監計補正額合計	△ 12,540,000
(修) (正) (減) 航減	郵政本部 本理監計補正額合計	△ 10,710,000
(修) (正) (減) 航減	郵政本部 本理監計補正額合計	△ 4,506,000
(修) (正) (減) 航減	郵政本部 本理監計補正額合計	△ 6,204,000

(外) 報 告

(追)(取) 加地方電波監理局	額	61,249,000	△ 563,000
(修) 正減少額)	(取) 地方電波監理局	△ 3,874,000	△ 10,961,000
(取) 差引正額合計	(取) 地方電波監理局	△ 57,375,000	△ 128,057,000
郵政省所管補正額合計	(取) 地方電波監理局	△ 68,505,000	△ 329,092,000
(組織) 労働本省	(組織) 差引正額合計	△ 85,801,000	△ 31,342,000
(取) 加労働本省	(取) 差引正額合計	△ 22,575,000	△ 2,417,000
労働者災害補償保険費	労働者災害補償保険費	△ 36,511,000	△ 33,759,000
炭鉱離職者援護対策費	炭鉱離職者援護対策費	△ 1,666,000	△ 295,333,000
計	計	△ 146,583,000	△ 1,672,537,000
(修) 正減少額)	(修) 正減少額)	△ 35,848,000	△ 66,095,000
(取) 労働統計調査額	(取) 労働統計調査額	△ 1,643,000	△ 791,743,000
炭鉱離職者援護対策費	炭鉱離職者援護対策費	△ 6,186,000	△ 255,878,000
失業保険費負担金	失業保険費負担金	△ 176,000	△ 77,103,000
計	計	△ 2,197,189,000	△ 1,629,759,000
(修) 正減少額)	(修) 正減少額)	△ 2,241,042,000	△ 4,658,100,000
差引正額	差引正額	△ 2,094,459,000	△ 13,700,000
労働本省研究所	労働本省研究所	△ 103,000	△ 29,836,000
計	計	△ 133,000	△ 7,526,814,000
(組織) 中央労働委員会	(組織) 中央労働委員会	△ 236,000	△ 11,692,000
(修) 正減少額)	(修) 正減少額)	△ 874,000	△ 1,768,000
(取) 中央労働委員会	(取) 中央労働委員会	△ 688,000	△ 31,229,000
(組織) 公共企業体等労働委員会	(組織) 公共企業体等労働委員会	△ 688,000	△ 11,595,000
(修) 正減少額)	(修) 正減少額)	△ 688,000	△ 56,274,000
(取) 公共企業体等労働委員会	(取) 公共企業体等労働委員会	△ 688,000	△ 7,470,540,000
(組織) 労働保護官署	(組織) 労働保護官署	△ 139,018,000	△ 14,286,000
(修) 加労働保護官署	(修) 加労働保護官署	△ 10,398,000	△ 5,502,000
(修) 正減少額)	(修) 正減少額)		
(取) 労働保護官署	(取) 労働保護官署		
労働統計調査費	労働統計調査費		
(組織) 差引正額署	(組織) 差引正額署		
(取) 職業安定官署	(取) 職業安定官署		
差引正職業安定官署	差引正職業安定官署		
労働省所管補正額合計	労働省所管補正額合計		
労働省所管	労働省所管		
労働統計調査費	労働統計調査費		
(組織) 建設本省	(組織) 建設本省		
(取) 加建設本省	(取) 加建設本省		
省費賃貸事業費	省費賃貸事業費		
河川等災害関連事業費	河川等災害関連事業費		
河川等災害復旧事業費	河川等災害復旧事業費		
昭和41年発生河川等災害復旧事業費	昭和41年発生河川等災害復旧事業費		
昭和41年発生都市災害復旧事業費	昭和41年発生都市災害復旧事業費		
海岸事業等工事諸費	海岸事業等工事諸費		
計	計		
(修) 正減少額)	(修) 正減少額)		
(取) 建設本省	(取) 建設本省		
省費賃貸事業費	省費賃貸事業費		
防災街区造成費補助費	防災街区造成費補助費		
建設事業附帯事務費	建設事業附帯事務費		
計	計		
(組織) 差引正額院	(組織) 差引正額院		
(取) 加土地理院	(取) 加土地理院		
(取) 国土地理院	(取) 国土地理院		
(修) 正減少額)	(修) 正減少額)		
(取) 國土地理院	(取) 國土地理院		

(組織) 建設省試験研究機関 (追加額)	差引補正額総計	8,784,000
(項) 土木研究所 (修正額)	1,340,000	丙号 横越明許費補正 総理府所管
(項) 土木研究所 (修正額)	896,000	(組織) 科学技術庁
(項) 土木研究所 (修正額)	1,240,000	(項) 無機材質研究所のうち (既定の非金属無機材質基礎 研究所の項を改称する。 試験研究費)
(組織) 地方建設局 (追加額)	2,136,000	(組織) 農林本省所管
(項) 地方建設局 (修正額)	796,000	(項) 昭和41年発生農業施設災害復旧事業費
(項) 地方建設局 (修正額)	1,640,000	(組織) 林野庁
(項) 地方建設局 (修正額)	121,835,000	(項) 昭和41年発生山林施設災害復旧事業費
建設省所管補正額合計	7,600,363,000	(組織) 水産庁
(組織) 自治本省 (追加額)	9,957,000	(項) 昭和41年発生漁港施設災害復旧事業費
(項) 自治本省 地方交付税交付金 臨時地方特別交付金 計	32,650,947,000 5,059,000,000 37,719,944,000	(組織) 通商産業本省 (項) 石炭鉱業特別対策費のうち 坑道掘進費補助金
(修正減少額)	9,957,000	(組織) 通商産業本省 (項) 昭和41年発生港湾施設災害復旧事業費
(項) 自治本省 地方財政再建促進特別措 置費	73,082,000 281,000 20,000,000	(組織) 建設本省 (項) 昭和41年発生河川等災害復旧事業費 小災害地方債元利補給 新營都市等建設事業債 調整分利子補給 計
(組織) 消防研究所 (修正減少額)	171,624,000 37,548,280,000	丁号 国庫債務負担行為補正 (組織) 文部本省 (項) オリンピック記念青少年総合センター補助 (事項) オリンピック記念青少年総合センター補助 国は、昭和42年に開催されるユニバーシアード東京大会において使用する宿泊施設の整備費補助のため、250,000,000円を限り、昭和41年度及び昭和42年度において国庫の負担となる行為を昭和41年度において行なうことができる。
(項) 消防研究所 計	2,508,000 1,525,000 4,033,000	(事項) 国立競技場施設整備 国は、昭和42年に開催されるユニバーシアード東京大会において使用する庭球場の整備のため、74,000,000円を限り、昭和41年度及び昭和42年度において国庫の負担となる契約を昭和41年度において結ぶことができる。
自治省所管補正額合計	37,544,247,000	

厚生省所管

(組織) 国立療養所特別整備
(事項) 国立療養所特別整備に關する國庫債務負担行為について、「1,000,000,000円」を「2,500,000,000円」に改める。

農林省所管

(組織) 農林本省
(事項) 昭和41年発生直轄農業用施設災害復旧事業
国は、昭和41年発生直轄農業用施設災害復旧事業のため、280,000,000円を限り、昭和42年度において國庫の負担となる契約を昭和41年度において結ぶことができる。

農林省所管

(事項) 昭和41年発生農業用施設災害復旧事業費補助
国は、昭和41年に発生した災害に係る農業用施設災害復旧事業費補助のため、2,100,000,000円を限り、昭和42年度において國庫の負担となる行為を昭和41年度において行なうことができる。

農林省所管

(事項) 昭和41年発生農地災害復旧事業費補助
国は、昭和41年に発生した災害に係る農地復旧事業費補助のため、230,000,000円を限り、昭和42年度において國庫の負担となる行為を昭和41年度において行なうことができる。

農林省所管

(事項) 昭和41年発生海岸保全施設災害復旧事業費補助
国は、昭和41年に発生した災害に係る海岸保全施設災害復旧事業費補助のため、34,000,000円を限り、昭和42年度において國庫の負担となる行為を昭和41年度において行なうことができる。

農林省所管

(事項) 昭和41年発生治山施設災害復旧事業費補助
国は、昭和41年に発生した災害に係る治山施設災害復旧事業費補助のため、56,000,000円を限り、昭和42年度において國庫の負担となる行為を昭和41年度において行なうことができる。

農林省所管

(事項) 昭和41年発生林道施設災害復旧事業費補助
国は、昭和41年に発生した災害に係る林道施設災害復旧事業費補助のため、91,000,000円を限り、昭和42年度において國庫の負担となる行為を昭和41年度において行なうことができる。

農林省所管

(事項) 昭和41年発生漁港施設災害復旧事業費補助
国は、昭和41年に発生した災害に係る漁港施設災害復旧事業費補助のため、119,000,000円を限り、昭和42年度において國庫の負担となる行為を昭和41年度において行なうことができる。

運輸省所管

(事項) 昭和41年発生港湾施設災害復旧事業費補助
国は、昭和41年に発生した災害に係る港湾施設災害復旧事業費補助のため、150,000,000円を限り、昭和42年度において國庫の負担となる行為を昭和41年度において行なうことができる。

建設省所管

(組織) 建設本省
(事項) 昭和41年発生直轄河川等災害復旧事業
国は、昭和41年発生直轄河川等災害復旧事業のため、2,420,000,000円を限り、昭和42年度において國庫の負担となる契約を昭和41年度において結ぶことができる。

建設省所管

(組織) 建設本省
(事項) 昭和41年発生都市災害復旧事業費補助
国は、昭和41年に発生した災害に係る都市施設等復旧事業費補助のため、10,000,000円を限り、昭和42年度において國庫の負担となる行為を昭和41年度において行なうことができる。

建設大臣
昭和四十一年度予算

昭和四十一年度予算
昭和四十一年度予算

昭和41年度特別会計予算

第1条 次に掲げる各特別会計の昭和41年度歳入歳出予算補正是、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げることとする。

大蔵省所管

大蔵省及び自治省所管

文部省所管

文部省所管

農林省所管

農林省所管

運輸省所管

建設大臣
昭和四十一年度予算

昭和四十一年度予算

第2条 道路整備特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により昭和41年度において國が債務を負担する行為を「丁号國庫債務負担行為補正」とおり改める。

第3条「財政法」第28条及び各特別会計法の規定により各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添附する。
第4条 昭和41年度特別会計予算總則第7条の各特別会計の借入金の限度額の表中交付税及び譲与税配付金特別会計の限度額のうち「29,000,000,000円」を「27,000,000,000円」に改める。

甲号 嶽入歳出予算補正		予 計 備 費		
大 藏 省 所 管		歳 出 補 正 額		
産 業 投 資		文 部 省 所 管		
(追 加 領)		(追 加 領)		
(款) 他会計より受入		(款) 他会計より受入		
(項) 一般会計より受入		(項) 一般会計より受入		
歳	歳	歳	歳	
(追 加 領)		(追 加 領)		
(項) 産業投資支出		(項) 産業投資支出		
大藏省及び自治省所管		大藏省及び自治省所管		
交付税及び譲与税配付金		交付税及び譲与税配付金		
歳	歳	歳	歳	
(追 加 領)		(追 加 領)		
(項) 他会計より受入		(項) 他会計より受入		
(項) 一般会計より受入		(項) 一般会計より受入		
歳	歳	歳	歳	
(追 加 領)		(追 加 領)		
(項) 他会計より受入		(項) 他会計より受入		
(項) 一般会計より受入		(項) 一般会計より受入		
歳	歳	歳	歳	
(追 加 領)		(追 加 領)		
(項) 借 入 金		(項) 借 入 金		
(款) 借 入 金		(款) 借 入 金		
(項) 借 計		(項) 借 計		
歳 入 捕 正 額	歳 入 捕 正 額	歳 入 捕 正 額	歳 入 捕 正 額	
(追 加 領)		(追 加 領)		
(項) 地方交付税交付金		(項) 地方交付税交付金		
國債整理基金特別会計へ 繰入		國債整理基金特別会計へ 繰入		
臨時地方特例交付金		臨時地方特例交付金		
計		計		
(修正 減 少 領)		(修正 減 少 領)		
(項) 國債整理基金特別会計へ 繰入		(項) 國債整理基金特別会計へ 繰入		
外 (号) 報		外 (号) 報		

		出	看護婦等差成費 衛生検査技術差成費 施設費
		歳出補正額	計
(追)	加 納	231,701,000	823,000
(修)	業務取扱質	37,658,000	▲ 21,000
(正)	減少額	149,000	▲ 2,580,000
(項)	業務取扱費用	44,000	▲ 32,720,000
	新設施設設備	37,851,000	587,626,000
	公務員宿舎	103,850,000	
	計		
(追)	加 保	293,592,000	
(款)	業務取扱額	5,892,000	
(項)	一般会計より受入	5,892,000	
(修)	正減少額	21,192,000	
(正)	一般会計より受入	21,192,000	
(項)	一般会計より受入	272,400,000	
(追)	加 保	203,582,000	
(款)	業務取扱額	3,904,000	
(項)	一般会計より受入	3,904,000	
(修)	正減少額	21,161,000	
(正)	一般会計より受入	21,161,000	
(項)	一般会計より受入	23,000	
(追)	加 保	8,000	
(款)	業務取扱額	3,312,000	
(項)	一般会計より受入	3,312,000	
(修)	正減少額	21,192,000	
(正)	一般会計より受入	21,192,000	
(項)	一般会計より受入	272,400,000	
(追)	加 保	603,498,000	
(款)	業務取扱額	603,498,000	
(修)	正減少額	11,728,024,000	
(正)	他会計より受入	20,372,000	
(項)	一般会計より受入	20,372,000	
(追)	加 保	75,315,055,000	
(款)	業務取扱額	587,526,000	
(修)	正減少額	120,989,000	
(正)	一般会計より受入	120,989,000	
(項)	一般会計より受入	87,164,068,000	
(追)	加 保	4,610,000	
(款)	業務取扱額	620,346,000	
(修)	正減少額	620,346,000	
(正)	一般会計より受入	620,346,000	
(項)	一般会計より受入	620,346,000	

(項) 零 収 入	▲ 4,619,000	(款) 他勘定より受入	19,408,188,000
歳 入 换 正 額	▲ 87,159,449,000	(項) 他勘定より受入	100,408,188,000
(追 加 国 内 米 買 入 管 理 費 費 用 入)	67,910,169,000	(修 正 減 少 額)	▲ 579,399,000
(項) 國 内 米 買 入 管 理 費 費 用 入	2,304,031,000	(款) 他勘定より受入	▲ 21,355,784,000
返還金等他勘定へ繰入	5,905,096,000	(修 正 減 少 額)	▲ 21,355,784,000
計	76,119,296,000	(款) 食糧証券及借入金収入	▲ 21,355,784,000
業 勘 定		(項) 食糧証券及借入金収入	▲ 21,355,784,000
歳 入		計	78,473,005,000
(追 加 国 内 米 買 入 管 理 費 費 用 入)	1,228,024,000	(追 加 国 債整理基金特別会計へ繰入)	8,767,000,000
(款) 他勘定より受入	4,173,000	(修 正 減 少 額)	▲ 13,482,807,000
(項) 他勘定より受入	4,173,000	(款) 食糧買入費等財源他勘定へ繰入	67,642,635,000
計	1,232,197,000	計	81,125,442,000
(修 正 減 少 額)	▲ 100,587,000	(追 正 減 少 額)	▲ 1,310,247,000
(款) 檢査印紙印紙入	▲ 144,519,000	(款) 農業再保険収入	▲ 5,245,753,000
(項) 雜 費 用 入	▲ 280,000	(項) 農業勘定	農業共済再保険
(項) 雜 費 用 入	▲ 245,386,000	歳 入	
歳 入 换 正 額	▲ 986,811,000	(追 加 国 内 米 買 入 管 理 費 費 用 入)	6,556,000,000
(追 加 国 内 米 買 入 管 理 費 費 用 入)	951,736,000	(款) 農業再保険収入	6,556,000,000
(修 正 減 少 額)	▲ 48,641,000	(修 正 減 少 額)	▲ 1,310,247,000
(項) 正 事 減 事 サイロ及倉庫運営費	▲ 5,061,000	(款) 農業再保険収入	▲ 1,310,247,000
計	53,702,000	(項) 前年度繰越資金受入	5,245,753,000
歳 出 换 正 額	▲ 898,034,000	歳 入	
歳 調 整 勘 定	▲ 81,000,000,000	(追 加 国 内 米 買 入 管 理 費 費 用 入)	5,245,753,000
(追 加 他会計より受入)		(款) 農業再保険費	
(項) 一般会計より受入		(項) 農業省所管	
歳 出 整 勘 定		歳 入	
歳 調 整 勘 定		歳 入	
(追 加 他会計より受入)		歳 入	
(項) 一般会計より受入		歳 入	

(歳)	他会計より受入	122,063,000	(歳)	河川事業費	977,893,000
(項)	一般会計より受入	122,063,000	(項)	砂防事業費	285,000,000
(款)	港湾管理者工事費負担金 収入	63,892,000	(項)	治水事業工事諸費	347,000,000
(項)	港湾管理者工事費負担金 収入	63,892,000	(項)	計	345,893,000
(追)	計	185,955,000	(追)	特定多目的ダム建設工事勘定	977,893,000
(追)	附加額	185,955,000	(追)	附加額	22,076,000
(款)	他会計より受入	185,955,000	(款)	他会計より受入	22,076,000
(項)	一般会計より受入	185,955,000	(項)	一般会計より受入	22,076,000
(款)	地方公共団体工事費負担 金收入	259,878,000	(款)	地方公共団体工事費負担 金收入	4,695,000
(項)	地方公共団体工事費負担 金收入	109,762,000	(項)	電気事業者等工事費負担 金收入	5,453,000
(追)	計	109,762,000	(追)	電気事業者等工事費負担 金收入	5,453,000
(追)	附加額	369,640,000	(追)	電気事業者等工事費負担 金收入	32,224,000
(追)	道 路 事 業 工 事 諸 費	369,640,000	(追)	道 路 整 備	32,224,000
(追)	水 治 水 勘 定	369,640,000	(追)	道 路 整 備	32,224,000
(追)	水	369,640,000	(追)	道 路 整 備	32,224,000
(追)	附加額	803,873,000	(追)	道 路 整 備	32,224,000
(款)	他会計より受入	803,873,000	(追)	道 路 整 備	32,224,000
(項)	一般会計より受入	803,873,000	(追)	道 路 整 備	32,224,000
(款)	他勘定より受入	32,224,000	(追)	道 路 整 備	32,224,000
(項)	特定多目的ダム建設工事 勘定より受入	32,224,000	(追)	道 路 整 備	32,224,000
(款)	地方公共団体工事費負担 金收入	140,549,000	(追)	道 路 整 備	32,224,000
(項)	地方公共団体工事費負担 金收入	140,549,000	(追)	道 路 整 備	32,224,000
(款)	電気事業者等工事費負担 金收入	1,247,000	(追)	道 路 整 備	32,224,000
(項)	電気事業者等工事費負担 金收入	1,247,000	(追)	道 路 整 備	32,224,000

(事項) 直轄道路改築事業に附する国庫債務負担行為について、「一般国道1号名四国道改築工事外23箇所を「一般国道1号名四国道改築工事外80箇所」に、「118,000,000,000円」を「21,750,000,000円」に改める。

昭和四十一年度政府関係機関補正予算
予 算 総 則 补 正
直轄道路改築事業に附する国庫債務負担行為について、「一般国道1号名四国道改築工事外23箇所を「一般国道1号名四国道改築工事外80箇所」に、「118,000,000,000円」を「21,750,000,000円」に改める。

玄野義典 大臣 岩崎 敬生

第1条 日本国鉄の昭和41年度收入支出予算補正是、「甲号收入支出予算補正」に掲げるとおりとする。
第2条 「日本国有鉄道法」第39条の8第1項の規定により昭和41年度において日本国有鉄道が債

務を負担する行為を「丁号債務負担行為補正」のとおり改める。

第3条 昭和41年度政府関係機関予算総則第12条第1項の日本国有鉄道の長期借入金及び鉄道債券の限度額のうち「185,000,000,000円」を「192,100,000,000円」に、「65,000,000,000円」を「110,300,000,000円」に改める。

第4条 昭和41年度政府関係機関予算総則第16条第1項に定める日本国有鉄道がその職員に対して支給する基準内給与の額「235,317,694,000円」を「243,255,467,000円」に、基準外給与の額「114,594,392,000円」を「116,689,392,000円」に、給与の総額「349,912,086,000円」を「359,944,889,000円」に改める。

甲号 収入支出予算補正

日本国有鉄道

損益勘定		収入	
(修正減少額)			
(現) 運輸収入	支	▲ 45,294,705,000	円
(追加給与其他諸費用費賃費賃費賃料子及債務取扱諸費用計)	出	10,032,773,000 5,992,039,000 77,680,000 1,002,803,000 17,105,295,000	円
(修正減少額)		62,400,000,000 45,294,705,000	円
(追加額)	収	52,400,000,000	円
(修正減少額)	支	▲ 10,000,000,000	円
(修正減少額)	工事勘定へ繰入	入	
(修正減少額)	正勘定	入	
(修正減少額)	正減少額	入	

る。

丁号債務負担行為について、「92,000,000,000円」を「102,000,000,000円」に改める。

諸設備費に関する債務負担行為について、「92,000,000,000円」を「102,000,000,000円」に改める。

(現) 資本勘定より受入

支 ▲ 10,000,000,000

(修正減少額)

支 ▲ 10,000,000,000

(現) 諸設備費

支

日本国有鉄道

る。

「設置の範囲の給与」に関する法律の一部を改め

出たる法律

改められたる法律で人事院規則で定めたるの
月額五千円

昭和四十一年十一月六日 内閣總理大臣 佐藤 義作

一 設置の範囲の給与に関する法律の一部を改め
改められたる法律

一 設置の範囲の給与に関する法律の一部を改め
改められたる法律(昭和四十一年法律第
年法律第九十五号)の一項を次のよへて改正す
る。

第十条の三第一項中「第一項」の下「及ら」第一
句「を」と「第一項」を「第一項」に改め、同項第
二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同項第
二項第一項中「前二項」に改め、同項を同項第
二項第一項中「前二項」の下に「医療職俸給
表工の適用を受ける職員の官職を除く」を削除し
表工の適用を受ける職員の官職を除く」を削除し、
同項第一項第一項を「第一項の規定に基づく人事
院規則で指定する職員」を「指定職俸給表の適用を
受けける職員」に改め。

第十一條第一項中「勤務一日以上」を「四千九
百日」、「勤務一日以上」を「五千九百日」に改め。
別表第一から別表第八までを次のように改め
る。

一 医療職俸給表工の適用を受ける職員の官職
を除く職員の適用が困難であると
認められるとする旨の補充が困難であると
認められる。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	83,100	60,800	—	—	—	25,700	22,100	16,600
2	87,300	64,000	52,800	43,100	33,600	27,400	23,300	17,300
3	91,500	67,200	55,300	45,400	35,800	29,100	24,500	18,000
4	95,700	70,400	57,800	47,700	38,000	31,000	25,700	18,700
5	99,900	73,600	60,300	50,000	40,200	32,900	27,200	19,500
6	104,100	76,800	62,800	52,300	42,400	34,900	28,700	20,300
7	108,300	80,000	65,300	54,600	44,600	36,900	30,400	21,200
8	112,500	83,200	67,800	56,900	46,800	38,900	32,100	22,100
9	116,700	86,400	70,300	59,200	49,000	40,900	33,800	23,100
10	120,700	89,400	72,800	61,500	51,200	42,800	35,500	24,100
11	124,100	91,900	75,200	63,700	53,100	44,700	37,000	25,100
12	126,500	94,400	77,600	65,900	55,000	46,600	38,500	26,100
13	128,900	96,300	80,000	68,100	56,900	48,500	40,000	27,200
14	131,000	98,200	82,400	70,300	58,200	49,800	40,900	28,300
15	133,100	100,100	84,200	72,300	59,500	51,100	41,800	29,100
16			86,000	74,800	60,500	52,100		29,800
17				76,000	61,500	53,100		30,500
18					77,700	62,500	54,100	
19						63,500	55,100	

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	33,200	25,600	22,300	16,800	14,300
2	34,900	27,000	23,400	17,600	14,900
3	36,600	28,400	24,500	18,400	15,500
4	38,300	30,000	25,600	19,200	16,100
5	40,100	31,600	26,800	20,100	16,800
6	41,900	33,200	28,000	21,200	17,500
7	43,700	34,700	29,300	22,300	18,200
8	45,300	36,200	30,600	23,400	19,000
9	46,900	37,600	31,900	24,500	19,900
10	48,500	39,000	33,200	25,500	20,800
11	49,900	40,400	34,500	26,500	21,700
12	51,200	41,800	35,700	27,500	22,600
13	52,500	43,100	36,900	28,500	23,500
14	53,800	44,300	38,100	29,300	24,400
15	55,100	45,500	39,300	30,100	25,200
16	56,100	46,500	40,300	30,900	25,900
17	57,100	47,500	41,300	31,700	26,600
18	58,100	48,500	42,300	32,500	27,300
19	59,100	49,500	43,000	33,300	27,900
20	60,100	50,300	43,700	34,000	28,500
21	61,100	51,100	44,400	34,700	29,100
22	62,000	51,900	45,100	35,400	29,800
23	62,900	52,600	45,700	36,100	30,500
24	63,800	53,300	46,300	36,700	31,200
25	64,700	54,000	46,900	37,300	31,900
26	65,600			37,900	32,500
27					33,100
28					33,700
29					34,300
30					34,900

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 稅務職俸給表

職務の等級 号 倍	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	70,400	60,800	—	—	29,800	24,500	18,100
2	73,600	64,000	49,100	39,200	31,700	25,700	18,800
3	76,800	67,200	51,400	41,400	33,600	27,200	19,600
4	80,000	70,400	53,700	43,600	35,600	28,700	20,400
5	83,200	73,600	56,000	45,800	37,600	30,400	21,200
6	86,400	76,100	58,300	48,000	39,600	32,100	22,100
7	89,400	78,600	60,600	50,200	41,600	33,800	23,100
8	92,400	81,100	62,900	52,400	43,600	35,500	24,100
9	94,900	83,200	65,200	54,600	45,600	37,200	25,100
10	97,400	85,300	67,500	56,800	47,500	38,900	26,100
11	99,500	87,300	69,700	58,700	49,400	40,400	27,500
12	101,600	89,300	71,900	60,600	51,300	41,900	28,900
13		91,300	74,100	62,500	53,200	43,400	29,900
14		93,100	76,300	63,800	54,500	44,300	30,700
15		94,900	78,300	65,100	55,500	45,200	31,500
16			80,300	66,100	56,500		
17			82,000	67,100			
18			83,700				
19			85,400				
20			87,100				
21			88,800				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級 号 倍	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	70,400	60,800	—	—	24,500	21,200	19,000
2	73,600	64,000	49,100	34,800	26,100	22,200	19,700
3	76,800	67,200	51,400	37,000	28,000	23,200	20,400
4	80,000	70,400	53,700	39,200	29,900	24,500	21,200
5	83,200	73,600	56,000	41,400	31,900	26,000	22,200
6	86,400	76,100	58,300	43,600	33,900	27,800	23,200
7	89,400	78,600	60,600	45,900	35,900	29,700	24,500
8	92,400	81,100	62,900	48,200	37,900	31,600	26,000
9	94,900	83,200	65,200	50,500	39,900	33,500	27,800
10	97,400	85,300	67,500	52,700	41,900	35,400	29,600
11	99,500	87,300	69,700	54,900	43,900	37,300	31,500
12	101,600	89,300	71,900	57,100	45,900	39,200	33,400
13		91,300	74,100	59,000	47,900	41,100	35,300
14		93,100	76,300	60,900	49,900	43,000	37,200
15		94,900	78,300	62,800	51,800	44,900	39,100
16			80,300	64,100	53,700	46,800	41,000
17			82,000	65,400	55,100	48,700	42,900
18			83,700	66,400	56,500	50,600	44,800
19			85,400	67,400	57,500	52,300	46,600
20			87,100	68,400	58,500	53,700	48,400
21				69,300	59,500	55,100	50,000
22				70,200	60,500	56,100	51,500
23					61,400	57,100	52,500
24					62,300	58,100	53,400
25					63,200	59,000	54,300
26					64,100	59,900	55,200
27						60,800	56,100
28						61,700	57,000
29							57,900
30							58,800

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	号	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	70,400	60,800	—	—	29,800	24,500	18,400	15,600
	2	73,600	64,000	49,100	39,200	31,700	25,700	19,300	16,200
	3	76,800	67,200	51,400	41,400	33,600	27,200	20,200	16,900
	4	80,000	70,400	53,700	43,600	35,600	28,700	21,200	17,600
	5	83,200	73,600	56,000	45,800	37,600	30,400	22,200	18,400
	6	86,400	76,100	58,300	48,000	39,600	32,100	23,200	19,200
	7	89,400	78,600	60,600	50,200	41,600	33,800	24,300	20,100
	8	92,400	81,100	62,900	52,400	43,600	35,500	25,500	21,000
	9	94,900	83,200	65,200	54,600	45,600	37,200	26,800	21,900
	10	97,400	85,300	67,500	56,800	47,500	38,900	28,200	22,900
	11	99,500	87,300	69,700	58,700	49,400	40,600	29,700	23,900
	12	101,600	89,300	71,900	60,600	51,300	42,100	31,200	25,100
	13		91,300	74,100	62,500	53,200	43,600	32,700	26,400
	14		93,100	76,300	63,800	54,500	44,800	34,200	27,700
	15		94,900	78,300	65,100	55,500	46,000	35,700	28,900
	16		80,300	66,100	56,500	47,000	37,100	30,000	
	17		82,000	67,100	57,500	48,000	38,500	31,100	
	18		83,700			49,000	39,700	32,100	
	19		85,400			50,000	40,900	33,100	
	20		87,100				41,800	34,000	
	21		88,800				42,700	34,900	
	22						43,600	35,800	

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	号	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	62,000	47,600	36,400	27,400	19,700
	2	65,300	50,500	39,100	29,000	20,600
	3	68,600	53,400	41,800	30,600	21,900
	4	72,000	56,300	44,400	32,200	23,200
	5	75,400	59,200	46,900	34,100	24,600
	6	78,800	61,800	49,400	36,100	26,000
	7	82,200	64,400	51,900	38,100	27,400
	8	85,600	67,000	54,400	40,100	28,700
	9	89,000	69,400	56,800	42,100	30,000
	10	92,200	71,800	59,200	44,100	31,300
	11	95,400	73,900	61,000	45,900	32,700
	12	98,600	76,000	62,800	47,700	34,100
	13	101,800	77,600	64,300	49,400	35,500
	14	103,900	79,200	65,800	51,000	36,800
	15	106,000	80,800	67,300	52,600	38,100
	16	108,100	82,400	68,800	54,100	39,400
	17	110,200	84,000	70,300	55,600	40,700
	18	112,200				41,900
	19	114,200				43,100
	20					44,200
	21					45,300

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

号 債	職務の等級			
	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
1	35,600	27,600	21,900	16,600
2	37,900	29,000	22,900	17,400
3	40,100	30,400	23,900	18,300
4	42,200	31,800	25,100	19,200
5	44,300	33,600	26,300	20,100
6	46,200	35,600	27,600	21,000
7	48,100	37,700	28,900	21,900
8	50,000	39,800	30,200	22,800
9	51,500	41,700	31,700	23,700
10	53,000	43,500	33,200	24,700
11	54,500	45,300	34,700	25,900
12	56,000	46,800	36,300	27,200
13	57,400	48,300	37,900	28,500
14	58,800	49,500	39,400	29,800
15	60,200	50,600	40,900	31,100
16	61,400	51,700	42,400	32,400
17	62,600	52,800	43,800	33,600
18	63,700	53,900	45,100	34,800
19	64,800	54,900	46,100	35,800
20	65,900	55,900	47,100	36,800
21	66,900	56,900	48,100	37,600
22	67,900	57,900	49,000	38,400
23	68,900		49,900	39,200
24				40,000

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十一年十二月十九日 衆議院会議録第五号(一) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

号 債	職務の等級				
	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
1	円	円	円	円	円
2	60,900	45,700	36,000	24,800	19,500
3	64,200	48,600	38,600	26,300	20,600
4	67,500	51,500	41,200	27,800	21,700
5	70,900	54,400	43,800	29,700	22,800
6	74,300	57,100	46,400	31,600	24,000
7	77,700	59,800	49,000	33,500	25,200
8	81,100	62,500	51,600	35,600	26,700
9	84,500	65,200	53,800	37,700	28,300
10	87,900	67,900	56,000	39,800	30,200
11	91,200	70,400	58,200	41,900	32,100
12	94,500	72,900	60,400	44,000	34,100
13	97,800	75,200	62,500	46,100	36,100
14	101,100	77,500	64,600	48,200	38,100
15	104,400	79,800	66,400	50,100	40,100
16	107,700	81,900	68,200	52,000	42,100
17	110,900	84,000	70,000	53,900	44,100
18	113,900	86,100	71,800	55,800	46,000
19	116,900	88,000	73,600	57,000	47,900
20	119,900	89,900	75,400	58,200	49,400
21	122,900	91,600	77,200	59,400	50,900
22	125,900	93,300	78,900	60,600	52,200
23	128,900	95,000	80,600	61,800	53,500
24	131,000	96,400	82,200	63,000	54,500
25	133,100	97,800	83,800	64,200	55,500
26			85,000	65,300	56,500
27			86,200	66,400	57,500
			87,400	67,500	58,500

備考(一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他 の議員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の1等級の24号俸及び25号俸の号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十一年十二月十九日 衆議院会議録第五号(一)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

ロ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 —	23,300	17,900
2	51,100	24,800	18,700
3	53,400	26,100	19,500
4	55,700	27,400	20,300
5	58,000	28,900	21,400
6	60,500	30,600	22,600
7	63,000	32,300	23,800
8	65,500	34,200	25,000
9	68,000	36,200	26,300
10	70,500	38,200	27,600
11	73,000	40,300	29,200
12	75,500	42,400	30,900
13	78,000	44,500	32,800
14	80,500	46,600	34,700
15	83,000	48,700	36,600
16	85,500	50,800	38,500
17	88,000	52,900	40,400
18	90,100	55,000	42,300
19	92,200	57,100	44,200
20	94,300	59,200	45,700
21	96,400	61,300	47,200
22	98,200	63,400	48,700
23	100,000	65,500	50,200
24	101,800	67,600	51,200
25	103,600	69,700	52,200
26		71,800	53,200
27		73,900	54,200
28		75,800	55,200
29		77,700	56,200
30		79,300	57,100
31		80,900	58,000
32		82,500	58,900
33		84,000	59,800
34		85,500	60,700
35		86,700	
36		87,900	
37		89,100	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 —	20,300	17,900
2	41,700	21,800	18,700
3	43,800	23,300	19,500
4	45,900	24,800	20,300
5	48,000	26,000	21,400
6	50,100	27,200	22,600
7	52,200	28,600	23,800
8	54,300	30,200	25,000
9	56,400	31,800	26,200
10	58,500	33,600	27,400
11	60,600	35,500	28,800
12	62,700	37,500	30,200
13	64,800	39,500	31,800
14	66,900	41,500	33,400
15	69,000	43,500	34,900
16	71,100	45,500	36,400
17	73,200	47,500	37,900
18	75,100	49,500	39,400
19	77,000	51,400	40,600
20	78,700	53,300	41,800
21	80,400	55,100	42,700
22	82,000	56,900	43,600
23	83,500	58,400	44,500
24	85,000	59,900	45,400
25	86,200	61,400	
26	87,400	62,900	
27	88,600	64,200	
28	89,800	65,500	
29		66,800	
30		68,100	
31		69,400	
32		70,600	
33		71,800	
34		73,000	
35		74,200	
36		75,400	
37		76,500	
38		77,600	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表四

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	91,100	—	36,000	26,100	20,300
2	94,400	51,500	38,600	27,400	21,800
3	97,700	54,400	41,200	28,900	23,300
4	101,000	57,100	43,800	30,600	24,800
5	104,300	59,800	46,400	32,400	26,100
6	107,600	62,500	49,000	34,300	27,400
7	110,800	65,300	51,700	36,300	28,900
8	113,900	68,100	54,400	38,300	30,600
9	116,900	70,900	57,100	40,400	32,300
10	119,900	74,300	59,800	42,500	34,200
11	122,900	77,700	62,500	44,600	36,100
12	125,900	81,100	65,200	46,700	38,000
13	128,900	84,500	67,900	48,800	39,900
14	131,100	87,900	70,400	50,900	41,800
15	133,200	91,200	72,900	53,000	43,600
16		94,500	75,200	55,100	45,400
17		97,800	77,500	57,200	47,100
18		101,100	79,800	59,300	48,800
19		104,400	81,900	61,400	50,200
20		107,700	84,000	63,500	51,600
21		110,500	86,100	65,600	53,000
22		112,600	88,000	67,700	54,200
23		114,700	89,900	69,800	55,400
24			91,300	71,900	56,400
25				74,000	57,400
26				75,900	58,400
27				77,800	59,400
28				79,400	
29				81,000	
30				82,600	
31				84,100	
32				85,600	
33				86,800	
34				88,000	

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	22,500	19,500	16,600
2	55,800	36,400	23,900	20,400	17,300
3	58,400	38,900	25,300	21,400	18,000
4	61,000	41,400	26,900	22,400	18,700
5	64,000	43,800	28,800	23,700	19,500
6	67,000	46,200	30,900	25,000	20,400
7	70,200	48,600	33,000	26,400	21,400
8	73,400	50,800	35,200	28,100	22,400
9	77,000	53,000	37,400	29,800	23,500
10	80,600	55,200	39,600	31,800	24,600
11	84,400	57,400	41,800	33,800	25,700
12	88,200	59,600	44,000	35,900	26,900
13	92,100	61,800	46,200	38,000	28,100
14	96,100	64,000	48,400	40,100	29,300
15	100,100	66,200	50,600	42,100	30,300
16	104,100	68,400	52,600	44,100	31,200
17	107,800	70,400	54,600	45,300	32,100
18	111,300	72,400	56,600	47,700	
19	114,800	74,400	58,600	49,300	
20	117,500	76,000	60,100	50,600	
21	120,200	77,600	61,600	51,900	
22	122,800	79,200	62,900	53,200	
23	125,400	80,600	64,200	54,200	
24	127,500	82,000	65,400	55,200	
25	129,600	83,400	66,600	56,200	
26		84,800	67,800	57,200	
27		86,200	69,000		
28		87,600			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十一年十二月十九日 衆議院会議録第五号(一)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

別表第七 医療職俸給表
イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		円 77,700	円 55,200	円 一	円 29,000
2		81,100	58,400	46,400	31,000
3		84,500	61,600	49,300	33,000
4		87,900	64,800	52,200	35,000
5		91,200	68,000	55,100	37,700
6		94,500	71,200	57,800	40,400
7		97,500	74,400	60,500	43,100
8		100,500	77,600	63,200	45,700
9		103,500	80,800	65,900	48,300
10		106,500	84,000	68,600	50,900
11		109,300	86,800	71,300	53,500
12		112,100	89,600	73,900	55,400
13		114,900	92,400	76,500	57,300
14		117,600	94,800	79,100	59,200
15		120,200	97,200	80,700	61,100
16		122,800	99,000	82,300	63,000
17		125,400	100,800	83,700	64,900
18		127,500	102,600	85,100	66,800
19		129,600	104,400	86,500	68,500
20				87,900	70,200
21				89,300	71,500
22					72,800
23					74,100

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		円 63,000	円 45,100	円 29,600	円 22,100	円 19,500
2		66,300	47,600	31,700	23,300	20,300
3		69,600	50,100	33,800	24,500	21,200
4		72,900	52,600	35,900	25,700	22,100
5		76,200	55,100	38,100	27,400	23,200
6		79,500	57,600	40,300	29,100	24,400
7		82,800	60,100	42,500	31,000	25,600
8		85,600	62,400	44,700	32,900	27,000
9		88,400	64,700	46,900	34,900	28,500
10		91,100	66,900	49,100	36,900	30,200
11		93,800	69,100	51,300	38,900	31,900
12		95,700	71,100	53,200	40,900	33,600
13		97,600	73,100	55,100	42,800	35,300
14		99,300	75,100	57,000	44,700	37,000
15		101,000	76,600	58,500	46,500	38,500
16		102,700	78,100	60,000	48,300	40,000
17			79,600	61,100	49,600	40,900
18			81,100	62,200	50,900	41,800
19					51,900	42,600
20					52,900	43,400
21					53,800	
22					54,700	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号	1等級	2等級	3等級	4等級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	37,700	29,000	21,500	17,800
2	39,800	30,900	22,500	18,700
3	41,900	33,000	23,600	19,600
4	44,000	35,100	24,700	20,500
5	46,100	37,200	25,800	21,500
6	48,200	39,300	27,200	22,500
7	50,300	41,200	28,700	23,500
8	52,300	43,200	30,300	24,600
9	54,300	45,200	31,900	25,700
10	56,300	47,000	33,500	27,000
11	58,300	48,800	35,100	28,400
12	60,300	50,600	36,700	29,800
13	61,800	52,100	38,300	31,200
14	63,300	53,600	39,800	32,600
15	64,800	54,800	41,000	34,000
16	66,300	56,000	42,200	35,000
17	67,800	57,200	43,400	36,000
18	69,000	58,200	44,600	36,900
19	70,200	59,100	45,600	37,800
20	71,400	60,000	46,500	38,700
21	72,500	60,900	47,400	
22	73,600	61,800	48,300	
23	74,700	62,700		
24	75,700			
25	76,700			
26	77,700			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額	
	甲	乙
1	180,000	116,000
2	190,000	124,000
3	200,000	132,000
4	210,000	140,000
5	220,000	148,000
6	230,000	156,000
7	250,000	164,000
8		172,000
9		180,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官報外(号)

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。

(指定職俸給表の乙欄の俸給月額の切替え)

2 昭和四十一年九月一日(以下「切替日」とい

う。)の前日において指定職俸給表の乙欄に掲げる俸給月額を受ける職員の切替日における俸給月額は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により切替日の前日においてその者の受ける給与額を基準として、人事院が定める。

(特定の号俸の切替え等)

3 切替日の前日においてその者の受ける号俸が

附則別表に掲げる職務の等級の一號俸である職

員の切替日における号俸は、二号俸とし、これ

を受ける期間に通算されることとなる期間は、

人事院規則で定める。

(最高号俸等の切替え等)

4 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等)

5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の法の規定により新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち人事院の定められた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日ににおける号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替は、

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していった職務の等級及びその者が受けっていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内扱)

8 改正前の法の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内扱とみなす。

(人事院規則への委任)

9 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関必要な事項は、人事院規則で定める。

右
国会に提出する。

昭和四十一年十一月六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二条）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「別表第三」を「第一項又は前項の規定」に改め、「の号俸」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 総書官の俸給月額は、特別の事情により別表

第三に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる八号俸の

別表第一から別表第三までを次のように改め

別表第一から別表第三までを次のように改め

俸給月額にその額と同表に掲げる七号俸の俸給月額との差額を加えた額又はその差額の二倍に相当する額を加えた額とすることができる。

第四条第二項中「四千九百円」を「五千九百円」に、「九千円」を「九千四百円」に改める。

第九条中「四千九百円」を「五千九百円」に改め

国家公安委員会委員
公正取引委員会委員
土地調整委員会委員長
文化財保護委員会委員長
地方財政審議会会长
式部官長

土地調査委員会委員
首都圈整備委員会の常勤の委員
社会保険審査会の委員長及び委員
労働保険審査会委員
行政監理委員会委員
地方財政審議会委員

原子力委員会の常勤の委員
公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員
科学技術会議の常勤の議員
運輸審議会委員
東宮大夫

一一〇、〇〇〇円

一一〇、〇〇〇円

一一〇、〇〇〇円

別表第一
第三に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる八号俸の

別表第一から別表第三までを次のように改め

別表第一から別表第三までを次のように改め

官 職 名	俸 給 月 額
國務大臣	四〇〇、〇〇〇円
内閣總理大臣	三〇〇、〇〇〇円
内閣法制局長官	二六〇、〇〇〇円
公正取引委員会委員長	二五〇、〇〇〇円
官内庁長官	二四〇、〇〇〇円
検査官（会計検査院長を除く。）	
人事官（人事院総裁を除く。）	
政務次官	
内閣官房副長官	
総理府総務副長官	
侍 徒 長	

別表第一

官 職 名	俸 給 月 額
大使	
五号俸	二六〇、〇〇〇円
四号俸	二四〇、〇〇〇円
三号俸	二二〇、〇〇〇円
二号俸	二〇〇、〇〇〇円
一号俸	一七〇、〇〇〇円
四号俸	一四〇、〇〇〇円
三号俸	一一〇、〇〇〇円
二号俸	一〇〇、〇〇〇円
一号俸	一七〇、〇〇〇円

別表第二

別表第三

官職名	俸給月額
秘書官	八号俸 七号俸 六号俸 五号俸 四号俸 三号俸 二号俸 一号俸
	一〇〇、五〇〇円 九〇、五〇〇円 八一、〇〇〇円 七二、〇〇〇円 六三、五〇〇円 五五、五〇〇円 四七、五〇〇円 四二、五〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。

2 改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて、昭和四十一年九月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内扱とみなす。

昭和四十一年十二月六日

内閣総理大臣 佐藤 築作

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「六百円」を「千円」に改める。

る。

第十八条第二項中「四千六百四十円」を「五千七百円」に改める。

十円」に改める。

第二十二条の二第一項中「第十四条まで、第十六条」を「第十三条まで、第十四条（隔遠地手当に係る部分を除く。）」に、「第六条第一項の規定に基づく政令で指定する職員」を「第六条の規定の適用を受ける職員」に改める。

第二十五条第二項中「九千二百円」を「九千八百円」に改める。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

一般職の国家公務員の給与改定に伴い特別職の職員の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
右
国会に提出する。

号俸	指定期職		職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	
	俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	
	甲	乙		甲	乙	丙	丁	
1	円 180,000	円 116,000	1	円 92,700	円 67,900	円 —	円 37,500	
2	190,000	124,000	2	97,400	71,400	58,900	39,900	
3	200,000	132,000	3	102,100	74,900	61,700	42,400	
4	210,000	140,000	4	106,800	78,500	64,500	44,900	
5	220,000	148,000	5	111,500	82,100	67,300	48,000	
			6	116,200	85,700	70,100	50,600	
			7	120,900	89,300	72,900	53,200	
			8	125,500	92,800	75,700	55,800	
			9	130,100	96,300	78,400	58,400	
			10	134,700	99,700	81,100	61,000	
			11	138,400	102,500	83,800	63,500	
			12	141,100	105,300	86,500	66,000	
			13	143,800	107,500	89,200	68,500	
			14	146,100	109,600	91,900	71,000	
			15	148,400	111,700	93,900	73,500	
			16			95,900	76,000	
			17				78,400	
			18				80,700	
			19				82,900	
			20				84,800	
			21				86,700	

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

昭和四十一年十二月十九日

衆議院会議録第五号(一) 防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案

七八

2等陸尉	3等陸尉	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸士長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
2等海尉	3等海尉	1等海曹	2等海曹	3等海曹	海士長	1等海士	2等海士	3等海士
2等空尉	3等空尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹	空士長	1等空士	2等空士	3等空士
俸給月額								
35,600	32,900	25,800	21,900	20,400	18,200	16,500	15,100	14,200
37,900	34,000	27,900	23,600	21,800	19,300	17,300		
40,200	35,100	30,000	25,700	23,500	20,400	18,100		
42,500	37,300	32,200	27,800	25,500	21,500	19,000		
44,900	39,600	34,400	30,000	27,600	22,600			
47,200	41,800	36,700	32,200	29,400	23,700			
49,500	44,000	38,900	34,400	30,700				
51,600	46,200	41,100	36,400	31,800				
53,600	48,400	43,100	37,800	32,900				
55,600	50,500	45,100	39,200	34,000				
57,400	52,600	47,100	40,600	35,000				
59,000	54,700	49,000	42,000	36,000				
60,600	56,600	50,800	43,300					
62,200	58,400	52,600	44,600					
63,800	59,800	54,000	45,800					
65,300	61,100	55,200	46,800					
66,600	62,300	56,300						
67,700	63,500	57,400						
68,800	64,600	58,400						
	65,700	59,400						

の他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

別表第二 自衛官俸給表

階級 号	陸	將	陸 將 補	1等陸佐	2等陸佐	3等陸佐	1等陸尉		
	海	將	海 將 補	1等海佐	2等海佐	3等海佐	1等海尉		
	空	將	空 將 補	1等空佐	2等空佐	3等空佐	1等空尉		
俸	俸 級	給 月 額	俸 級	俸 級	俸 級	俸 級	俸 級		
	甲	乙	丙	俸 級	俸 級	俸 級	俸 級		
衆議院会議費第五号(一) 防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案	1	180,000	116,000	97,200	82,300	68,000	57,200	—	43,300
	2	190,000	124,000	101,900	85,900	71,500	59,700	54,600	45,700
	3	200,000	132,000	106,600	89,500	75,100	62,200	57,100	48,100
	4	210,000	140,000	111,300	93,100	78,700	64,800	59,700	50,700
	5	220,000	148,000	116,000	96,700	82,300	67,400	62,200	53,200
	6		156,000	120,700	100,100	85,900	70,000	64,700	55,700
	7		164,000	125,300	103,500	89,500	72,500	67,200	58,200
	8		172,000	129,900	106,800	93,100	75,000	69,600	60,700
	9		180,000	134,400	109,400	96,500	77,500	71,900	63,100
	10			138,200	112,000	99,400	80,000	74,200	65,500
	11			140,900	114,300	102,100	82,500	76,500	67,900
	12			143,500	116,500	104,600	84,900	78,500	70,300
	13				118,700	106,500	87,100	80,500	72,200
	14					108,400	89,200	82,500	73,900
	15						91,200	84,200	75,200
	16						93,200	85,800	76,500
	17						95,200	87,400	77,800
	18						97,200	89,000	79,000
	19						99,100	90,600	
	20						100,900	92,100	
	21						102,600	93,600	

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長そ

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛厅職員給与法の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。

(俸給の切替え)

2 昭和四十一年九月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、次項、附則第五項及び附則第六項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあっては、階級。以下同じ。）におけるその者が受けた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

3 切替日の前日において防衛厅職員給与法（以下「法」という。）別表第一の指定職の乙欄、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）別表第八の乙欄又は別表第二の陸将、海将及び空将の乙欄に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、切替日の前日ににおいてその者の受けた給与額を基準として、防衛厅長官が内閣総理大臣の承認を得て定める。

(改正前の俸給月額を受けていた期間の通算)

4 附則第二項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の法第五条第三項において適用する一

般職給与法第八条第六項の規定の適用について

は、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(特定の俸給月額の切替え等)

5 切替日の前日においてその者の受けた俸給月額が附則別表に掲げる俸給月額である職員の切替日における俸給月額は、それぞれその者が受けた俸給月額に対応する同表に掲げる俸給月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

6 切替日の前日において職務の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受けた期間に通算されることとなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(改正前の俸給月額の基礎)

9 附則第二項から前項までの規定の適用につい

ては、この法律による改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならぬ。

(切替日から施行日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等)

7 切替日からこの法律の施行日の前日までの間において、この法律による改正前の法の規定により、新たに同法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第

号）によ

る改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第八まで

の間に職員に支払われた給与は、この法律による適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受けた俸給月額に異動のあつた職員のうち総理府令で定める職員のこの法律による改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。

8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整

9 附則第十六項及び第十九項中「甲欄」を「甲欄又は乙欄」に改める。

10 附則第十六項及び第十九項中「甲欄」を「甲欄又は乙欄」に改める。

(防衛厅職員給与法の一部を改正する法律の一部改正)

11 この附則に定めるもののが、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(防衛厅職員給与法の一部を改正する法律の一部改正)

12 防衛厅職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十五号）の一部を次のよう改訂する。

附則第十六項及び第十九項中「甲欄」を「甲欄又は乙欄」に改める。

附則別表	
俸 給 表	切替日における俸給月額
法別表第一	円 53,100
一般職給与法別表第一イ	円 29,600 円 38,600
法別表第二	円 49,200

一般職の国家公務員の例に準じて、防衛厅職員の俸給月額等及び配偶者に係る扶養手当の額の改定を行なう等の必要がある。これが、この法律案

を提出する理由である。

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十一年六月二十三日

提出者

伊能繁次郎	相川 勝六
岩動 道行	白井 莊一
小川 半次	加藤 高藏
木村 武雄	瀬織 眞三
辻 寛一	野呂 恭一
長谷川四郎	藤尾 正行
保科善四郎	堀内 一雄
前田 正男	松澤 雄藏
渡 徹郎	西ヶ久保重光
稻村 隆一	大田 俊
田口 誠治	中村 高一
橋崎弥之助	村山 喜一
山内 広	米内山義一郎
伊藤卯四郎	受田 新吉
賛成者	逢澤 寛 外三百八十四名

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百五十五号）の一部を次のよう改正する。

第三条中「給付金の支給原因」を「給付金（特別給付金を除く。）の支給原因」に、「事実の生じた日」を「事実の生じた日」とし、特別給付金については

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二号、以下「一部改正法」という。）の施行の日とする。」に改める。

第五条中「給付金に相当する給付を受け、」を「給付金（特別給付金を除く。以下この項において同じ。）に相当する給付を受け、」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律による障害給付金、遺族給付金及び打切給付金に相当する他の法令の規定による給付の額がこの法律による当該給付金の額をこえていることにより、前項の規定によりこの法律による当該給付金の支給を受けなかつたときは、当該こえる金額の限度において、この法律による特別給付金を支給しない。

第六条に次の二号を加える。

七 特別給付金

3 第一項に規定する者が、連合国占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかつた後に連合国占領軍等の行為等によらないで負傷し、又は疾病にかかつた場合であつても、従前の身体障害の程度のみによつて特別障害給付金を支給するものとする。

第十四条第三項中「この法律による給付金」の下に「特別打切給付金を除く。」を加え、同条の次に次の四条を加える。

（特別給付金の種類）

掲げるとおりとする。

- 一 特別障害給付金
- 二 特別遺族給付金
- 三 特別打切給付金

（特別障害給付金の支給）

第十四条の二 特別障害給付金は、障害給付金の

支給を受ける権利を有した者で一部改正法律の施行の日において別表に定める程度の身体障害が存するものに支給する。

等級により定めた次の表の金額とする。

障 害 の 等 級	特 別 障 害 給 付 金 の 金 額
第一級から第三級まで	一八四、〇〇〇円
第四級から第七級まで	一一三、〇〇〇円
第八級から第一〇級まで	五五、〇〇〇円
第一一級から第一四級まで	一八、〇〇〇円

4 第一項に規定する者がこの法律の施行前にその身体障害につき障害給付金に相当する見舞金に「特別打切給付金を除く。」を加え、同条の次に規定する遺族に支給する。

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律

第十四条の二 特別障害給付金は、第十条第一項に規定する遺族に支給する。

（特別障害給付金の支給）

5 第九条第三項から第六項までの規定は、特別障害給付金に係る身体障害の等級及びその額について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「障害給付金」とあるのは、「特別障害給付金」と読み替えるものとする。

6 第一項に規定する者がこの法律の施行前にその身体障害につき障害給付金に相当する見舞金に規定する遺族に支給する。

第十四条の四 特別遺族給付金は、第十条第一項に規定する遺族に支給する。

2 特別遺族給付金の額は、十五万五千円とする。

3 第一項に規定する遺族がこの法律の施行前に遺族給付金に相当する見舞金の支給を受け、そ

の金額が遺族給付金の額をこえている場合においては、当該こえる金額を特別遺族給付金の額から控除した金額を支給する。

4 第十二条並びに第十二条第一項及び第二項の規定は特別遺族給付金の支給を受けることができる遺族の範囲及び順位について、同条第三項の規定は特別遺族給付金の支給を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「この法律の施行の日」とあるのは、「一部改正法律の施行の日」と読み替えるものとする。

(特別打切給付金の支給)

第十四条の五 特別打切給付金は、打切給付金の支給を受けた者に支給する。

2 特別打切給付金の額は、十八万六千円とする。

第十九条第二項中「第十七条の規定」を「第十七条の規定(その準用規定を含む。)」に改める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(この法律の施行前に死亡した被害者の遺族に対する文給金)

2 国は、被害者(この法律による改正後の連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(以下「新法」という。))で昭和三十六年十二月二十日前に連合国占領軍等の行為等(新法第二条第一項に規定する連合国占領軍等の行為等をいう。以下同じ。)によらないで死亡したものにつき、当該死亡の日において新法を適用するとしたならば、その者

が新法の規定により支給を受けることとなる療養給付金、休業給付金、障害給付金又は特別障

害給付金の額に相当する金額の支給金を、その者の遺族でこの法律の施行の日において日本の国籍を有するものに対し、支給する。

3 国は、被害者で昭和三十六年十二月二十日以後この法律の施行の日前に連合国占領軍等の行為等によらないで死亡したものにつき、当該死亡の日において新法を適用するとしたならば、その者が新法の規定により支給を受けることとなる特別障害給付金又は特別打切給付金の額に相当する金額の支給金を、その者の遺族でこの法律の施行の日において日本の国籍を有するものに対し、支給する。

4 第十七条まで及び第二十二条から第二十六条までの規定は、前二項の支給金について準用する。この場合において、新法第十二条第一項及び第十二条中「この法律の施行の日」とあるのは、「連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二号)」の施行の日」と読み替えるものとする。

5 この法律の施行の際ににおける被害者の妻(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はこの法律の施行前に被害者が死亡している場合においては被被害者の死亡の当時における妻(前項において準用する新法第十二条第一項第一号に掲げる支給金の支給を受けることができる者である場合に限る。)であるもの。

イ 第一級から第三級までの身体障害の等級による特別障害給付金の額に相当する金額の支給を受けることができるもの

七万五千円

ロ 第四級から第七級までの身体障害の等級による特別障害給付金の額に相当する金額の支給を受けることができるもの

五万円

ハ 特別打切給付金の額に相当する金額の支給を受けることができるもの

五万円

一 新法の規定により特別障害給付金の支給を受けることができる者で当該身体障害の等級が第四級から第七級までに該当するものの妻

五万円

第二十二条から第二十六条までの規定は、前項

が第一級から第三級までに該当するものの妻の支給金について準用する。

理由

連合国占領軍等の行為等による被害者又はその遺族の置かれている特別の事情にかんがみ、特別給付金等を支給することとする必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

五万円

八二一

新法の規定により特別障害給付金の支給を受けることができる者で当該身体障害の等級が第四級から第七級までに該当するものの妻

七万五千円

本案施行に要する経費としては、約九億三千五百円の見込みである。

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

五万円

右

昭和四十一年十二月六日
内閣総理大臣 佐藤 義作

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

交付する。

第四条の次に次の二条を加える。

(第三種特例交付金の算定方法等)

第四条の二 各市町村に対して交付すべき第三種
特例交付金の額は、第三種特例交付金の総額を

最近の国勢調査の結果による各市町村の人口で
あん分した額とする。

2 第三種特例交付金は、昭和四十一年一月に交

付する。

第五条第四項の表を次のように改める。

地方団体 の種類	経費の種類	測定単位	單位 費 用
	一 警察費	警察職員数	一人につき 九四四、〇〇〇円〇〇銭
	二 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき 四三三一〇
1 道路費	道路の延長	一メートルにつき 一八五〇〇	
2 橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき 四七一〇〇	
3 河川費	木橋の延長	一メートルにつき 一、二〇〇〇〇	
4 港湾費	河川の延長	一メートルにつき 二四〇〇〇	
5 その他の土木 費	港湾(漁港を含む) における外かく施設 の延長	一メートルにつき 二、四四〇〇〇	
6 費 その他の教育 費	人口	一人につき 四〇七〇〇	
7 費 小学校費	教職員数	一人につき 四四五、七〇〇〇〇	
8 費 中学校費	学校数 教職員数	一人につき 九三、〇〇〇〇〇	
9 費 高等学校費	学校数 教職員数	一人につき 九三、〇〇〇〇〇	
10 費 その他の教育 費	人口 生徒数 教職員数	一人につき 一三七〇〇〇〇〇	

道府県

道府県	1 農業行政費	2 林野行政費	3 水産行政費	4 商工行政費	5 産業経済費	6 その他の行政費	7 災害復旧費	8 特定償償還費	9 消防費	10 土木費	11 道路費	12 消防費	13 土木費	14 道路費
1 人口	農家数	林野の面積	水産業者数	商工業の従業者数	耕地の面積	道府県税の税額	災害復旧費の財源	特定償償還費	消防費	土木費	道路費	消防費	土木費	道路費
2 人口	農家数	林野の面積	水産業者数	商工業の従業者数	耕地の面積	道府県税の税額	災害復旧費の財源	特定償償還費	消防費	土木費	道路費	消防費	土木費	道路費
3 人口	恩給費	道府県税の税額	災害復旧費の財源	特定償償還費	一ヘクタールにつき	一戸につき	一ヘクタールにつき	元利償還金	消防費	土木費	道路費	消防費	土木費	道路費
4 人口	道府県税の税額	災害復旧費の財源	特定償償還費	災害復旧費の財源に充てた地方債の財 利償還金	一ヘクタールにつき	一戸につき	一ヘクタールにつき	元利償還金	消防費	土木費	道路費	消防費	土木費	道路費
5 人口	災害復旧費の財源	特定償償還費	災害復旧費の財源に充てた地方債の財 利償還金	災害復旧費の財源に充てた地方債の財 利償還金	一ヘクタールにつき	一戸につき	一ヘクタールにつき	元利償還金	消防費	土木費	道路費	消防費	土木費	道路費
6 人口	災害復旧費の財源	特定償償還費	災害復旧費の財源に充てた地方債の財 利償還金	災害復旧費の財源に充てた地方債の財 利償還金	一ヘクタールにつき	一戸につき	一ヘクタールにつき	元利償還金	消防費	土木費	道路費	消防費	土木費	道路費
7 人口	災害復旧費の財源	特定償償還費	災害復旧費の財源に充てた地方債の財 利償還金	災害復旧費の財源に充てた地方債の財 利償還金	一ヘクタールにつき	一戸につき	一ヘクタールにつき	元利償還金	消防費	土木費	道路費	消防費	土木費	道路費
8 人口	災害復旧費の財源	特定償償還費	災害復旧費の財源に充てた地方債の財 利償還金	災害復旧費の財源に充てた地方債の財 利償還金	一ヘクタールにつき	一戸につき	一ヘクタールにつき	元利償還金	消防費	土木費	道路費	消防費	土木費	道路費
9 人口	災害復旧費の財源	特定償償還費	災害復旧費の財源に充てた地方債の財 利償還金	災害復旧費の財源に充てた地方債の財 利償還金	一ヘクタールにつき	一戸につき	一ヘクタールにつき	元利償還金	消防費	土木費	道路費	消防費	土木費	道路費
10 人口	災害復旧費の財源	特定償償還費	災害復旧費の財源に充てた地方債の財 利償還金	災害復旧費の財源に充てた地方債の財 利償還金	一ヘクタールにつき	一戸につき	一ヘクタールにつき	元利償還金	消防費	土木費	道路費	消防費	土木費	道路費
11 人口	災害復旧費の財源	特定償償還費	災害復旧費の財源に充てた地方債の財 利償還金	災害復旧費の財源に充てた地方債の財 利償還金	一ヘクタールにつき	一戸につき	一ヘクタールにつき	元利償還金	消防費	土木費	道路費	消防費	土木費	道路費
12 人口	災害復旧費の財源	特定償償還費	災害復旧費の財源に充てた地方債の財 利償還金	災害復旧費の財源に充てた地方債の財 利償還金	一ヘクタールにつき	一戸につき	一ヘクタールにつき	元利償還金	消防費	土木費	道路費	消防費	土木費	道路費
13 人口	災害復旧費の財源	特定償償還費	災害復旧費の財源に充てた地方債の財 利償還金	災害復旧費の財源に充てた地方債の財 利償還金	一ヘクタールにつき	一戸につき	一ヘクタールにつき	元利償還金	消防費	土木費	道路費	消防費	土木費	道路費
14 人口	災害復旧費の財源	特定償償還費	災害復旧費の財源に充てた地方債の財 利償還金	災害復旧費の財源に充てた地方債の財 利償還金	一ヘクタールにつき	一戸につき	一ヘクタールにつき	元利償還金	消防費	土木費	道路費	消防費	土木費	道路費

官報号外

2

改正後の昭和四十一年度における地方財政の

特別措置に関する法律第四条第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項に規定

する財源不足額は、改正前の昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律第四条

第一項の規定により算定したところによるものとする。

日等の臨時特例に関する法律

(選挙期日)

第一条 昭和四十二年三月一日から同年五月三十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なう場合を除き、公職選挙法(昭和二十一年法律第二百号)第三十三条第一項の規定にかかるらず、都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」といふ。)及び特別区の選挙にあつては昭和四十二年四月十五日、指定期市以外の市及び町村(全部事務組合及び役場事務組合を含む。以下同じ。)の選挙にあつては、昭和四十二年四月二十八日とする。

該選挙を同年二月二十八日以前に行なう場合を除き、当該選挙の期日は、これらの規定にかかる

第一項の規定により規定する期日とする。

二年三月二十六日に

三 都道府県の議員及び指定都市の議員の選挙にあつては、昭和四十二年三月の議員の選挙にあつては、昭和四十二年三月

外の地方公共団体の議員の選挙又は長について、選挙を行なうべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項若しくは第三十五条又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行なうべき期間が昭和四十二年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる日以前十日までに始まるときは、当該選挙を同年四月二十一日に

四 特別区の議員の選挙にあつては、昭和四十二年四月五日に

五 指定都市以外の市の議員及び長の選挙にあつては、昭和四十二年四月十八日に

六 町村の議員及び長の選挙にあつては、昭和四十二年四月二十一日に

三 第一項の規定により規定する期日とする。

三十一日に

固定資産税の免稅点の引上げ等に伴う地方団体の減収に対処するため、市町村等に対して第三種特例交付金を交付するとともに、地方公務員の給与改定に要する経費の財源を地方団体に附与するため、基準財政需要額の算定に用いる単位費用を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 前項の地方公共団体の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行なるべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行なうべき期間が昭和四十二年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が昭和四十二年三月三十一日以後に始まるときは、当該選挙を同年四月二十八日とする。

2 前項の地方公共団体の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行なるべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項及び第三十四条第一項の規定により行なわれる選挙の期日は、これららの規定にかかるらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

(告示の期日)

2 第一条の規定により行なわれる都道府県の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村の議員の選挙及び市町村長の選挙は、それぞれ公職選挙法第二百十九条第一項の規定により同時に行なう。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日 等の臨時特例に関する法律案 右 国会に提出する。

昭和四十一年十二月二十二日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

2 前項の地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行なるべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行なうべき期間が昭和四十二年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条

2 前項の地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行なるべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項及び第三十四条第一項の規定により行なわれる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項及び第三十四条第六項の規定にかかるらず、次の各号の区分により告示しなければならない。

2 第一条の規定により行なわれる指定都市又は特別区の選挙及び当該指定都市又は特別区の区域を包括する都道府県の選挙は、公職選挙法第二百十九条第二項の規定により同時に行なう。

(重複立候補の禁止)

第四条 第一条の規定により昭和四十二年四月十

40

五日に行なわれる選舉において公職の候補者となつた者は、当該選舉が行なわれる区域の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十八日に行なわれる選舉における公職の候補者となることができない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選舉法第六十八条第二号

(同法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。)及び第八十六条第九項の規定の適用については、同法第八十七条の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

(後援団体に関する寄附等の禁止期間)

第五条 第一条第一項の規定により行なわれる選舉について、公職選舉法第一百九十九条の五の規定を適用する場合には、同条の「一定期間」とは、同条第四項の規定にかかわらず、第一条第一項の規定によるそれぞれの選舉の期日前九十日に当たる日から当該選舉の期日までの間とする。

(政令への委任)

第六条 第一条の規定により行なわれる選舉の手続きその他その執行に関し、特に必要があるときは、政令で特別の定めをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(他の法律の廃止)

2 地方公共団体の議会の議員及び長の選舉期日等の臨時特例に関する法律(昭和三十七年法律第一百六十三号)は、廃止する。

易裁判所判事」に、「第六条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する」を「による指定職俸給表の適用を受ける」に改め、同条第二項中「及び第十五條に定める報酬月額の報酬又は一号若しくは

二号の報酬を受ける判事」を削る。
第十五条中「二十二万円」を「二十三万円」に改め表の適用を受けるに改め、同条第二項中「及び第十五條に定める報酬月額の報酬又は一号若しくは

別表を次のように改める。

別表

区		分		報酬月額	
最高裁判所長官	最高裁判所判事	東京高等裁判所長官	その他高等裁判所長官	一號	二號
				四〇〇,〇〇〇円	三〇〇,〇〇〇円
				二六〇,〇〇〇円	二五〇,〇〇〇円
				二一〇,〇〇〇円	一一〇,〇〇〇円
				一六〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円
				一四〇,〇〇〇円	八〇,〇〇〇円
				一一〇,〇〇〇円	七〇,〇〇〇円
				九〇,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円
一號	二號	三號	四號	五號	六號
八	七	六	五	四	三
九六,一〇〇円	一〇九,〇〇〇円	一一一,〇〇〇円	一一三,〇〇〇円	一四五,〇〇〇円	一〇九,〇〇〇円
一					

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律
律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第九条第一項中「第十五条に定める報酬月額の報酬又は一号若しくは二号の報酬を受ける判事」を「判事及び一号から四号までの報酬を受ける簡

昭和四十一年十二月十九日 衆議院会議録第五号(一) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

判事											
補											
六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号
九六、一〇〇円	一〇一、七〇〇円	一一一、〇〇〇円	一三三、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円	一六六、〇〇〇円	三七、一〇〇円	三九、三〇〇円	四三、一〇〇円	四五、八〇〇円	五一、六〇〇円	五四、六〇〇円

簡易裁判所判事

七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号	十三 号	十四 号	十五 号	十六 号	十七 号
五四、六〇〇円	四五、八〇〇円	四五、八〇〇円	四五、八〇〇円	三七、一〇〇円						

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。
- 2 裁判官が昭和四十一年九月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い最高裁判所の裁判官以外の裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十一年十二月六日

内閣總理大臣 佐藤 義作

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一項第一項中「一号又は二号の俸給を受ける検事」を「一号から八号までの俸給を受ける検事及び一号の俸給を受ける副検事」に、「第六条の二第二項の規定に基づく人事院規則で指定する」を「による指定職俸給表の適用を受ける」に改め、同条第二項中「及び一号又は二号の俸給を受ける検事」を消す。

別表を次のように改める。

別表

						区	分	俸 給 額
七	六	五	四	三	二	一	檢 事 長	檢 事 長
号	号	号	号	号	号	号	東京高等検察庁検事長	その他の検事長
一一一、〇〇〇円	一三三、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円	一六一、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円
							三〇〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円

檢

事

四	三	二	一	二	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号

五	号	七七、二〇〇円
六	号	七〇、五〇〇円
七	号	六三、九〇〇円
八	号	五九、三〇〇円
九	号	五四、六〇〇円
十	号	四五、八〇〇円
十一	号	四五、一〇〇円
十二	号	三九、三〇〇円
十三	号	三七、一〇〇円
十四	号	三三、六〇〇円
十五	号	三〇、七〇〇円
十六	号	

内閣総理大臣 佐藤 繁作

右
昭和四十一年十二月十九日
国会に提出する。

千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の再延長に関する議定書について承認を求める件

千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の再延長に関する議定書
この議定書の署名国政府は、

千九百六十五年の議定書により有効期間が延長された千九百六十二年の国際小麦協定が千九百六十六年七月三十日に効力を失うことを考慮して、また、同協定第三十六条の規定に基づく国際小麥辦理事会の勧告に従い同協定の有効期間を再延長することを希望して、

千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の再延長に関する議定書の締結について承認を求める件

千九百六十五年の議定書により有効期間が延長された千九百六十二年の国際小麦協定（以下「協定」という。）は、千九百六十七年七月三十一日まで、この議定書の締約国間で引き続き効力を有する。

第一条 千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延長

千九百六十五年の議定書により有効期間が延長された千九百六十二年の国際小麦協定（以下「協定」という。）は、千九百六十七年七月三十一日まで、この議定書の締約国間で引き続き効力を有する。

第二条 署名、受諾、承認及び加入

(1) この議定書は、千九百六十六年四月四日において協定の締約国であり又は暫定的に協定の締約国とみなされている國の政府による署名のため、千九百六六年四月四日から千九百六十六年四月二十九日まで、ワシントンで開設してある。

一般的の政府職員の給与改定に伴い検事総長以外の検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(2) この議定書は、各署名国政府により、その憲法上の手続に従つて受諾され又は承認されるものとする。受諾書又は承認書は、千九百六十六

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の

検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和四

十一年九月一日から適用する。

2 検察官が昭和四十一年九月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、改正後の

検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給

年七月十五日までに、アメリカ合衆国政府に寄託するものとする。

(3) この議定書は、次に掲げる加入のため開放しておくる。

(a) 千九百六十六年七月十五日までに、同日に

おいて協定の附表B又はCに掲げられている
国の政府が、協定に定められている条件又は
協定へのその政府の加入に先だつて理事会が
定めた条件に従つて行なう加入

(b) 協定第三十五条(4)に定める手続に従つて行
なわれる加入

(4) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託
することにより行なうものとする。

(5) 理事会は、(2)又は(3)(a)の規定に従つて千九百
六十六年七月十五日までにこの議定書を受諾せ
ず若しくは承認せず、又はこれに加入しなかつ
た政府について、その受諾書、承認書又は加入
書の寄託の期限の延長を認めることができる。

第三条 効力発生

(1) この議定書は、第二条の規定に従つて受諾
書、承認書又は加入書を千九百六十六年七月十
五日までに寄託した政府の間で、次に掲げる日
に効力を生ずる。ただし、これらの政府及び千
九百六十六年七月十五日までに(3)の規定に従つ
て通告を寄託した政府が、同日において協定の
下で輸出国の票の三分の二以上及び輸入国の票
の三分の二以上を有すること又は同日において
協定の締約国であつたとすればこの票数を有す

ることとなることを条件とする。

(a) 協定第一部及び第三部から第七部までにつ
いては千九百六十六年七月十六日

(b) 協定第二部については千九百六十六年八月

一日

(b) 協定第二部については、千

九百六十六年八月一日前には効力を生じないも
のとする。

(3) (1)の規定によるこの議定書の効力発生上は、
署名国政府、第二条(3)(a)の規定に従つてこの議
定書に加入する資格を有する政府又は第二条(3)
(b)の規定に基づいて定められた条件で理事会が
加入申請を承認した政府は、自国の憲法上の手
続に従つてできる限りすみやかにこの議定書を
受諾し、承認し、又はこれに加入するよう努力す
ることを約束する旨の通告を千九百六十六年七
月十五日までにアメリカ合衆国政府に寄託する
ことができる。この通告を行なう政府は、理事
会が決定する期間において、暫定的にこの議
定書の適用を受けるものとし、かつ、暫定的にこ
の議定書の締約国とみなされる。

(4) この議定書の効力発生について前諸項に定め
る条件が千九百六十六年七月十五日までに満た
されなかつたときは、第二条の規定に従つて同
てその認証原本を送付するものとする。

千九百六十六年四月四日にワシントンで作成し

れに加入した国の政府は、この議定書がこれら
の政府の間で効力を生ずることを合意により定
めることができ、又は事態により必要と認める
他のあらゆる措置を執ることができる。

第四条 最終規定

(1) 協定及びこの議定書の実施上、協定第三十五
条(4)の規定に従つて理事会が定めた条件で協定
に加入した政府の属する国というときは、第二
条(3)(b)の規定に従つてこの議定書に加入した國
を含む。

(2) アメリカ合衆国政府は、この議定書の締約国
であり若しくは暫定的に締約国とみなされる國
の政府又は千九百六十六年四月四日において協
定の締約国であり若しくは暫定的に締約国とみ
なされている國の政府に対し、この議定書の署
名、受諾及び承認、これへの加入並びに第三条
(3)の規定に従つて行なわれた通告並びにこの議
定書の効力発生の日をすみやかに通報するもの
とする。

(3) この署名は、ベルギー・ルクセンブルグ経
済同盟のために行なわれる。

千九百六十六年四月二十九日
オーストリアのために
レンベルガ

千九百六十六年四月二十七日
ベルギー及びルクセンブルグのために
R・リヨン

千九百六十六年四月二十九日
V・ダ・クーニヤ

千九百六十六年四月二十五日
カナダのために
ジヨージ・P・キッド

千九百六十六年四月二十九日
ブラジルのために
ゴンサロ・J・ファシオ

千九百六十六年四月二十九日
千九百六十六年四月二十八日
コスタ・リカのために
ゴンサロ・J・ファシオ

千九百六十六年四月二十九日
千九百六十六年四月二十七日
キエバのために
ドミニカ共和国のために

(号外)

エクアドルのために	N・アデ・マー・ティンズ 千九百六十六年四月二十七日
G・ラレア 千九百六十六年四月二十一日	ウェイリアム・P・フェイ 千九百六十六年四月二十五日
エル・サルバドルのために	ノールウェー王国のために
R・デ・クレールモン・ドゥエナス 千九百六十六年四月二十六日	オラヴィ・ムンキ 千九百六十六年四月二十一日
フィンランドのために	アイルランドのために
オラヴィ・ムンキ 千九百六十六年四月二十一日	イスラエルのために
フランスのために	S・シットン 千九百六十六年四月十九日
シャルル・リュセ 千九百六十六年四月二十五日	セルジオ・フェノアルテア 千九百六十六年四月二十七日
ドイツ連邦共和国のために	日本国のために
K・H・クナップ・シユタイン 千九百六十六年四月二十一日	武内龍次 千九百六十六年四月二十五日
ギリシャのために	リベリアのために
アリグザンダー・マツアス 千九百六十六年四月二十九日	リビアのために
グラーテマラのために	メキシコのために
フランシスコ・パロモ 千九百六十六年四月十二日	ウーゴ・B・マルガイン 千九百六十六年四月二十六日
アイスランドのために	オランダ王国のために
ペトゥル・トルステインソン 千九百六十六年四月二十五日	南アフリカ共和国のために
インドのために	H・L・T・タスウェル 千九百六十六年四月二十日
ブライジ・クマール・ネル 千九百六十六年四月二十二日	M・F・セラフィー 千九百六十六年四月十八日
ナイジェリアのために	A・シンチュク 千九百六十六年四月七日
スペインのために	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合 王国のために
メリ・デル・ヴァル 千九百六十六年四月二十九日	パトリック・ディーン 千九百六十六年四月二十九日
アメリカ合衆国のために	

オーヴィル・L・フリーマン

千九百六十六年四月四日

ヴァチカン市国のために

エジディオ・ヴァニヨウチ

千九百六十六年四月二十七日

ヴェネズエラのために

カルロス・ペレス・デ・ラ・コバ

千九百六十六年四月二十八日

西サモアのために

G・R・レイキング

千九百六十六年四月二十六日

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめる

ための一般会計からの繰入金に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十一年十一月六日

内閣総理大臣 佐藤 荣作

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

右

国会に提出する。

1 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足をうめるため、昭和四十一年度において、一般会計から、六十五億五千六百万円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足をうめるため、昭和四十一年度において、一般会計から、六十五億五千六百万円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剩余を生じた場合において、

農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六条第二項の規定により同会計の再

保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控

除して、なお残余があるときは、当該繰入金に

相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和四十一年度において低温等により水陸稻及び麦の被害が異常に発生したこと等により農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる支払財源の不足をうめるための資金を、同年度において、一般会計から繰り入れる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第二十三条第一項第一号中「その他の地域に移住する炭鉱離職者」を、「その他の地域に移住する炭鉱労働者として再就職するために移住する炭鉱離職者」に改める。

第二十三条第二項及び第三項を消り、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とする。

第三十五条中「第二十三条第四項」を「第二十三條第二項」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和四十一年九月一日からこの法律の施行の日の前日までに離職した炭鉱離職者であつて、第八条第一項の規定による改正により新たに同項、第九条第一項第一号又は第九条の二第一項若し

右
国会に提出する。

昭和四十一年十一月十二日

内閣総理大臣 佐藤 荣作

石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十一年十一月十二日

内閣総理大臣 佐藤 荣作

石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

第一項 第二項本文(第九条第二項及び

第九条の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

3 改正後の第二十三条第一項第一号に規定する

移住資金は、炭鉱離職者求職手帳の発給を受け

て、昭和四十一年九月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に炭鉱労働者として再就職するため移住したもの

に対しても、支給することができる。

む。)に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

(号)外報

法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出し中「賃金債務」を「賃金債務等」に改め、同条中「買取の日までに弁済期の到来しているもの」の下に「並びに当該鉱山労働者に対しその採掘権者又は租鉱権者が負担する貯蓄金の返還の債務であつて、その買取の日後二十日を経過した日までに弁済期の到来しているもの(当該貯蓄金に係る利率が政令で定める利率をこえる場合にあつては、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当するものを除く。)」を加える。

第三十五条の三第一項各号列記以外の部分」に

賃金の支払の債務の弁済及び貯蓄金の返還の債務の弁済にそれぞれあるべき金額)及び同項第二号に掲げる債務の弁済にあらるべき金額」に改める。

第三十五条の四中「前条第一項」を「前条第一項各号列記以外の部分」に改める。

第三十五条の五中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の三第一項各号列記以外の部分」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。
号に掲げる債務の弁済にあらるべき金額)に改める。

(目的)
第一条 船舶整備公団は、船舶及び港湾運送に関する設備の整備等について、その資金の調達が困難である海上旅客運送事業者、海上貨物運送事業者、港湾運送事業者等に協力することにより、適正かつ円滑な海上運送及び港湾運送の確保に資することを目的とする。

第三条及び第七条中「特定船舶整備公団」を「船舶整備公団」に改める。

第九条中「三人以内」を「四人以内」に改める。

第十三条第一号を次のように改める。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

第十九条第五号中「解雇する」を「解雇し、又は

輸送令で定める種類の貨物の運送に適した船舶を有する鋼製の貨物船」を「運輸省令で定める総トン数未満の鋼製の貨物船(船舶安全法)昭和八年法律第十一号)にいう遠洋区域を航行区域とするものを除く。」に改め、同条第十四号を同条第十六号とし、同条第十三号中「第十一号」を「第十三号」とし、同条第十三号中「第十一号」を「第十三号」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十二号を同条第十四号とし、同条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号中「第八号」を「第十号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号を同条第十号とし、同号を同条第十一号を同条第十二号とし、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号の次に次の二号を加える。

八 老朽貨物船等の解撤又は貨物船の輸出を運びける債務の額がその債務の弁済にあらるべき金額をこえる場合には、同号に掲げる

第十一条第一項第一号中「放棄した日までに弁済期の到来しているもの」の下に「並びに当該鉱山労働者に対し当該廃止事業者が負担する貯蓄金の返還の債務であつて当該採掘権又は租鉱権を放棄した日後二十日を経過した日までに弁済期の到来しているもの(当該貯蓄金に係る利

率が政令で定める利率をこえる場合にあつては、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当するものを除く。)」を加え、同条第一項第一号中「及び同項各号」を「並びに同項各号」に、「同項の」を「同項各号列記以外の部分の」に、「債務が同項第一号に掲げる債務に優先する限度」を「債務の弁済にあらるべき金額(同号に掲げる債務の額がその債務の弁済にあらるべき金額をこえる場合には、同号に掲げる

第十一条第一項第一号中「放棄した日までに弁済期の到来しているもの」の下に「並びに当該鉱山労働者に対し当該廃止事業者が負担する貯蓄金の返還の債務であつて当該採掘権又は租鉱権を放棄した日後二十日を経過した日までに弁済期の到来しているもの(当該貯蓄金に係る利

率が政令で定める利率をこえる場合にあつては、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当するものを除く。)」を加え、同条第一項第一号中「及び同項各号」を「並びに同項各号」に、「同項の」を「同項各号列記以外の部分の」に、「債務が同項第一号に掲げる債務に優先する限度」を「債務の弁済にあらるべき金額(同号に掲げる債務の額がその債務の弁済にあらるべき金額をこえる場合には、同号に掲げる

第十一条第一項第一号中「放棄した日までに弁済期の到来しているもの」の下に「並びに当該鉱山労働者に対し当該廃止事業者が負担する貯蓄金の返還の債務であつて当該採掘権又は租鉱権を放棄した日後二十日を経過した日までに弁済期の到来しているもの(当該貯蓄金に係る利

率が政令で定める利率をこえる場合にあつては、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当するものを除く。)」を加え、同条第一項第一号中「及び同項各号」を「並びに同項各号」に、「同項の」を「同項各号列記以外の部分の」に、「債務が同項第一号に掲げる債務に優先する限度」を「債務の弁済にあらるべき金額(同号に掲げる債務の額がその債務の弁済にあらるべき金額をこえる場合には、同号に掲げる

第一条を次のように改める。

目次中「第十九条・第二十条」を「第十九条・第二十条」に、「第三十三条・第三十四条」を「第三十三条・第三十四条」に改める。

第二十条中「及び同項各号」を「並びに同項各号」に、「並びに同項各号」に、「同項の」を「同項各号列記以外の部分の」に、「債務が同項第一号に掲げる債務に優先する限度」を「債務の弁済にあらるべき金額(同号に掲げる債務の額がその債務の弁済にあらるべき金額をこえる場合には、同号に掲げる

輸省令で定める日までに行ない、その日から起算して運輸省令で定める期間を経過した日後に竣工する鋼製の貨物船（船舶安全法にいう遠洋区域を航行区域とするものを除く。）を建造する海上貨物運送事業者又は貨物船貸渡業者に対し、その間におけるこれらの者の当該事業の継続に必要な資金を貸し付け、又はこれらの者がする金融機関（政令で定める範囲のものに限る。）からの当該資金の借入れに係る債務について保証すること。

第二十六条の次に次の二条を加える。
 2 公團は、前条第九号の規定による資金の貸付けの業務を行なう場合においては、貸付金の償還を確保するための方法を定め、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(債務保証)

第二十六条の二 政府は、法人に対する財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公團の長期借入

九 内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）第八条第一項第四号（同法第五十八条において準用する場合を含む。）に掲げる事業において係船による船腹の調整を行なう内航海運組合又は内航海運組合連合会に対し、当該係船による船腹の調整の事業に必要な資金を貸し付けること。

第十九条の次に次の二条を加える。

(係船資金の貸付け)

第十九条の二 前条第九号の規定による資金の貸

付けは、次の事項について定めた調整規程を設定している内航海運組合又は内航海運組合連合会に対して行なうものとする。

一 係船する船腹量及び係船の期間

接に構成する内航海運組合の組合員を含む。次号において同じ。）に対しその係船する船腹量に応じて交付する交付金の額及び交付方法

2 前項の規定による利子補給金を支給する旨の契約を公團又は当該金融機関と結ぶことができる。

5 前項の規定により利子補給金の限度額を計算する場合において、当該貸付けの貸付残高が次

の計算上の貸付残高をこえるときは、当該計算

上の貸付残高を同項の貸付残高とする。

一 第十九条第八号の規定による貸付け又は同

号の規定による債務保証に係る金融機関の貸

付けにあつては、貸付契約が結ばれた日以後

元本を三年以内の期間で運輸大臣が告示で定

める期間すえおき、七年間半年賦均等で償還

するものとした場合における計算上の貸付残

高

二 第十九条第九号の規定による貸付けにあつては、貸付契約が結ばれた日以後元本を一年

すえおき、六年間半年賦均等で償還するものとした場合における計算上の貸付残高

6 政府と公團又は金融機関との間に利子補給契約が成立したときは、公團又は当該金融機関は、当該契約に係る貸付けの貸付残高（第四項の規定により利子補給金の限度額を計算する場合において、前項の規定により同項の計算上の貸付残高を貸付残高とするときは、その額）に

ついての利率を、公團が当該貸付けのために借り入れた

借入金の利率又は当該金融機関が通常それと同種類の貸付けを行なう場合における利率と年三分五厘との差の範囲内で運輸大臣が告示

で定める利率で計算する額

二 第十九条第九号の規定による貸付けにあつては、当該貸付けの貸付残高について、公團

が当該貸付けのために借り入れた借入金の利率と年三分五厘との差の範囲内で運輸大臣が告示

で定める利率で計算する額

三 第十九条第九号の規定による利子補給金の限度額を計算する場合において、当該貸付けの貸付残高が次

の計算上の貸付残高をこえるときは、当該計算

の規定により利子補給金の額を計算する

率から政府が支給する利子補給金の額を基礎として算出した利率だけ引き下げるものとしなければならない。

それと同種類の貸付けを行なう場合における利率から政府が支給する利子補給金の額を基礎として算出した利率だけ引き下げるものとしなければならない。

(損失補償)

第二十七条の三 政府は、公團が第十九条第九号

た損失を補償する旨の契約を公団と結ぶことが できる。	4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の 適用については、なお従前の例による。	9 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部 を次のように改正する。 第百三十六条の二第一項第一号中「特定船舶 整備公団」を「船舶整備公団」に改める。 (石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)	14 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部 を次のように改正する。 別表第一第一号の表中特定船舶整備公団の項 を削り、水害予防組合及び水害予防組合連合の 項の次に次のように加える。 船舶整備公団(船舶整備公団法(昭和三十四 年法律第四十六号))
2 政府は、前項の規定による損失を補償する旨 の契約を結ぶ場合には、補償金の総額が国会の 議決を経た金額をこえることとならないように しなければならない。	5 政府は、昭和四十一年度において新法第二十 六条の二の規定により公団の債務について保証 する場合には、保証に係る債務の総額が二十五 億七千四百九十万円をこえることとならないよ うにしなければならない。	10 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律 第百五十六号)の一部を次のように改正する。 第三十六条の三第二項中「特定船舶整備公団」を 「船舶整備公団」に改める。 (登録税法の一部改正)	15 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) の一部を次のように改正する。 第七十二条の四第一項第二号中「特定船舶整 備公団」を「船舶整備公団」に改める。
3 この法律の施行の際現に船舶整備公団とい う名称を使用している者については、改正後の船 舶整備公団(以下「新法」という。)第七条の規 定は、この法律の施行後六月間は、適用しな い。	6 政府は、昭和四十一年度において新法第十九 条第八号の規定による貸付け又は同号の規定に よる債務保証に係る金融機関の貸付けにつき新 法第二十七条の二第一項の規定により利子補給 金を支給する旨の契約を結ぶ場合には、利子補 給金の総額が六億四千三百三十九万五千円をこ えることとならないようにしなければならな い。	11 登録税法(昭和二十九年法律第二十七号)の一 部を次のように改正する。 第十九条第一号ノ十中「特定船舶整備公団」を 「船舶整備公団」に改める。	16 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十 七号)の一部を次のように改正する。 第二条第十二号中「特定船舶整備公団」を「船 舶整備公団」に改める。
4 附 則 (施行期日)	7 政府は、昭和四十一年度において新法第十九 条第九号の規定による貸付けにつき新法第二十 一条の二第一項の規定により利子補給金を支給 する旨の契約を結ぶ場合には、利子補給金の総 額が三千六百九十五万三千円をこえることとな らないようにしなければならない。	12 印紙税法(昭和三十一年法律第五十四号)の一 部を次のように改正する。 第五条第六号ノ五ノ七中「特定船舶整備公団」 を「船舶整備公団」に改める。 (印紙税法の一部改正)	17 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七 号)の一部を次のように改正する。 第四条第一項第十五号の二の三中「特定船舶 整備公団」を「船舶整備公団」に改める。
5 この法律の施行の際現に船舶整備公団とい う名称を使用している者については、改正後の船 舶整備公団(以下「新法」という。)第七条の規 定は、この法律の施行後六月間は、適用しな い。	8 政府は、昭和四十一年度において新法第二十 一条の三第一項の規定により損失を補償する旨 の契約を結ぶ場合には、補償金の総額が二億三 千四百九十万円をこえることとならないように する。	9 別表第一第一号の表中特定船舶整備公団の項 を削り、専売共済組合の項の次に次のように加 える。	10 第二十二条第一項第三号の二中「特定船舶整 備公団監理官」を「船舶整備公団監理官」に改め る。

50

内航海運における船腹過剰を解消し、及び内航海運の近代化を図るため、特定船舶整備公団の業務として老朽貨物船等を解載して行なう貨物船の整備及び内航海運組合等が行なう係船による船腹の調整に関する融資業務等を追加し、これに伴い理事を増員し、長期借入金に係る債務についての政府の保証及びこれらの融資に係る政府の利子補給の措置について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右の議案を提出する。
昭和四十一年十二月十九日

提出者
大蔵委員長 三池 信

(所得税の特例)
昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

第一条 個人が、その生産した昭和四十一年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和四十一年九月二十日までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十二年二月二十六日までに政府に売り渡した場合には、当該個人の昭和四十一年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に応じて次に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法(昭和四年法律第三十三号)第二条第一項第一項第十七条第二項の規定による。

一 昭和四十一年九月三十日までに売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百八十円

二 昭和四十一年十月一日から同月十一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百円

三 昭和四十一年十月十二日から同月二十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百二十円

四 昭和四十一年十月二十一日から昭和四十二七年法律第四十号)第三条第二項の規定に基づく

年二月二十八日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百四十円

前項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の

中欄に掲げる地域で生産された米穀については、当該地域の区分に応じ同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(法人税の特例)

第二条 前条の規定は、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人が、その生産した昭和四十一年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和四十一年九月二十日(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀については、同年八月三十一日)までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十二年二月二十八日までに政府に売り渡した場合について準用する。この場合において、前条第一項中「当該個人の昭和四十一年分の所得税については」とあるのは「当該農業生産法人のその売渡しの日の属する事業年度分の法人税については」と、「所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)第二条第一項第十三項に規定する農業所得に係る同法第二十七条第二項の総収入金額に算入しない」とあるのは「当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する」と読み替えるものとする。

九月三十日	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県	八月三十一日
十月一日	福島県 新潟県 富山県 石川県 福井県	九月二十日
十月十一日	栃木県 新潟県	十月一日
十月十二日	秋田県 山形県 福島県	十月三十日
同月二十日	秋田県 山形県 福島県	十月二日
同月二十一日	秋田県 山形県 福島県	十月三日
同月二十二日	秋田県 山形県 福島県	十月四日
同月二十三日	秋田県 山形県 福島県	十月五日
同月二十四日	秋田県 山形県 福島県	十月六日
同月二十五日	秋田県 山形県 福島県	十月七日
同月二十六日	秋田県 山形県 福島県	十月八日
同月二十七日	秋田県 山形県 福島県	十月九日
同月二十八日	秋田県 山形県 福島県	十月十日
同月二十九日	秋田県 山形県 福島県	十月十一日
同月三十日	秋田県 山形県 福島県	十月十二日
十一月一日	北海道	十一月二日
十一月二日	青森県 岩手県	十一月三日
十一月三日	宮城県	十一月四日
十一月四日	秋田県 山形県 福島県	十一月五日
十一月五日	秋田県 山形県 福島県	十一月六日
十一月六日	秋田県 山形県 福島県	十一月七日
十一月七日	秋田県 山形県 福島県	十一月八日
十一月八日	秋田県 山形県 福島県	十一月九日
十一月九日	秋田県 山形県 福島県	十一月十日
十一月十日	秋田県 山形県 福島県	十一月十一日
十一月十一日	秋田県 山形県 福島県	十一月十二日
十一月十二日	秋田県 山形県 福島県	十一月十三日
十一月十三日	秋田県 山形県 福島県	十一月十四日
十一月十四日	秋田県 山形県 福島県	十一月十五日
十一月十五日	秋田県 山形県 福島県	十一月十六日
十一月十六日	秋田県 山形県 福島県	十一月十七日
十一月十七日	秋田県 山形県 福島県	十一月十八日
十一月十八日	秋田県 山形県 福島県	十一月十九日
十一月十九日	秋田県 山形県 福島県	十一月二十日
十一月二十日	秋田県 山形県 福島県	十一月廿一日
十一月廿一日	秋田県 山形県 福島県	十一月廿二日
十一月廿二日	秋田県 山形県 福島県	十一月廿三日
十一月廿三日	秋田県 山形県 福島県	十一月廿四日
十一月廿四日	秋田県 山形県 福島県	十一月廿五日
十一月廿五日	秋田県 山形県 福島県	十一月廿六日
十一月廿六日	秋田県 山形県 福島県	十一月廿七日
十一月廿七日	秋田県 山形県 福島県	十一月廿八日
十一月廿八日	秋田県 山形県 福島県	十一月廿九日
十一月廿九日	秋田県 山形県 福島県	十一月卅日
十一月卅日	秋田県 山形県 福島県	十一月卅一日

3 第一項の場合において、同項第一号から第三号までに規定する米穀が、食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第三条第二項の規定に基づく

く政府の買入価格につき買入れの時期に応ずる格差が設けられていない米穀であるときは、当該米穀についてのこれらの号に掲げる金額は、

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前に、第二条第一項に規定する売渡しの日の属する事業年度(以下「売渡事業

2 1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前に、第二条第一項に規定する売渡しの日の属する事業年度(以下「売渡事業

「年度」という。分の法人税につき法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書(以下「確定申告書」という。)を提出し又は国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条の規定による決定(以下「決定」という。)を受けた第二条第一項の農業生産法人は、同項において準用する第一条第一項の規定の適用により、次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、この法律の施行の日から二月以内に限り、政令で定めるところにより、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

一 売渡事業年度分の法人税につき確定申告書に記載した、又は決定を受けた法人税法第七十四条第一項第二号又は第四号に掲げる金額(当該金額につき国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となる場合

二 売渡事業年度分の法人税につき確定申告書に記載した、又は決定を受けた法人税法第七十四条第一項第一号に掲げる欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額(これらの金額につき国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過少となる場合

本補正予算の要旨	
一 本補正予算は、公務員給与の改善、災害の復旧、四十一年度産国内米の買入価格の引上げ等に基づく追加財政需要に対処するため、所要の補正措置を講じたものである。	二 今回の補正の結果、昭和四十一年度一般会計予算は次の通りとなる。
歳出	歳入
四、四七七、一四八百万円	四、四七七、一四八百万円
次に、予算補正の概略は次の通りである。	
歳出	歳入
1 租税及印紙収入	1 四六、〇一七百万円
2 専売納付金	三、五〇〇百万円
3 雑収入	一三、三六〇百万円
4 給与改善費	三二、一七一百万円
5 特別会計へ繰入	一九、四一八百万円
6 農業共済再保険特別会計へ繰入	一一、四四二百万円
7 商工組合中央金庫出資金	一、七〇〇百万円
8 義務的経費の追加	二〇、五〇七百万円
9 臨時地方特例交付金	五、〇五九百万円
10 地方交付税交付金	三一、六五一百万円
11 その他	二九九百万円
12 既定経費の節減	八一、〇〇〇百万円

本補正予算の要旨	
一 本補正予算は、公務員給与の改善及び一般会計補正予算等に伴う、産業投資特別会計等十二特別会計について、それぞれ所要の補正措置を行なうものである。	二 本補正予算のうち、主な特別会計の概略は次の通りである。
1 産業投資特別会計	本補正予算は、公務員給与の改善及び一般会計補正予算等に伴う、産業投資特別会計等十二特別会計について、それぞれ所要の補正措置を行なうものである。
2 交付税及び譲与税交付金特別会計	本補正予算のうち、主な特別会計の概略は次の通りである。
3 地方交付税交付金	右の追加額は、固定資産税の免稅点引上げ等に伴い、臨時地方特例交付金を追加するため必要な経費である。
4 食糧管理特別会計へ繰入	右の追加額は、災害復旧等事業費、治水特別会計へ繰入及び冲縄災害救援費に充てるため必要な経費である。
5 購入価格が引き上げられたこと、消費者米税を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	右の追加額は、農業共済再保険特別会計における再保險金の支払財源に充てるため必要な経費である。
6 右の追加額は、農業共済再保険特別会計へ繰入	右の追加額は、所得税、法人税及び酒税の補正に伴う地方交付税交付金の増加額で追加計算上するものである。
7 その他の既定経費の節減	右の追加額は、国会経費及びユニバーシアード東京大会実施準備費である。
8 既定経費の節減	右の追加額は、地方交付税交付金の増加額三百二十六億五千百万円、臨時地方特例交付金の増加額五千五百九百万円、合計三百七十七億一千萬円を一般会計から受け入れて、地方交付税交付金及び臨時地方特例交付金の増額に充てるものである。

本補正予算の要旨	
1 予備費の減額	価は四十一年度内は改定しないこととしたこと等に伴い、一般会計から食糧管理特別会計の調整勘定へ繰り入れるため必要な経費である。
2 事業費	(なお、以上の文中における金額は、百万円未満四捨五入している。)
3 事業費	さらに、繩越明許費及び国庫債務負担行為についても所要の補正を行なっている。
4 事業費	本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊急を要する経費について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
5 事業費	右の追加額は、稲作の生産性の向上と生産の増大を図るため必要な経費である。
6 事業費	右の追加額は、炭鉱整理促進費、電源開発株式会社出資及び新たに坑道掘進費補助に充てるため必要な経費である。
7 事業費	右の追加額は、國民健康保険助成費、義務的経費の追加
8 事業費	右の追加額は、國民健康保険助成費、義務的経費の追加
9 事業費	右の追加額は、國民健康保険助成費、義務教育費国庫負担金、恩給費等について、四十年度精算不足額及び四十一年度不足見込額を補てんするため必要な経費である。
10 事業費	右の追加額は、固定資産税の免稅点引上げ等に伴い、臨時地方特例交付金を追加するため必要な経費である。
11 事業費	右の追加額は、国会経費及びユニバーシアード東京大会実施準備費である。
12 事業費	右の追加額は、地方交付税交付金の増加額三百二十六億五千五百九百万円、合計三百七十七億一千萬円を一般会計から受け入れて、地方交付税交付金及び臨時地方特例交付金の増額に充てるものである。

なお、「昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律」に基づく借入金について、二十億円を繰上償還するに伴い必要な修正減少を行なうとともに、借入金利子に不用を生ずる等のため所要の補正を行なうこととしている。

3 食糧管理特別会計

(1) 国内米管理勘定

四十一年度国内米の政府買入価格の引上げ等に伴い、国内米買入費六百七十九億一千万円を追加する等の補正を行なうこととしている。

2 業務勘定

(1) 政府職員の給与改善等のため、事務費九億五千二百万円を追加する等の補正を行なうこととしている。

3 調整勘定

国内米管理勘定における国内米買入費の増加等に伴い、それらの財源を同勘定等へ繰り入れるために必要な食糧買入費等財源勘定へ繰入七百七十三億五千八百万円を追加する等の補正を行なうこととしている。

4 農業共済再保険特別会計

農業勘定
昭和四十一年度水陸橋及び麦の異常灾害発生等に伴う再保険金支払財源不足見込額五十五億五千六百万円を一般会計から受入れるとともに、前年度繰越資金の受入十三億一千万円を修正減少することとし、差引き五十二億四千六百万円を再保険金歳出額に追加することとしている。

5 治水特別会計

昭和四十一年の台風等の災害による河川改修事業及び緊急砂防事業に必要な経費並びに政府職員の給与改善に必要な経費並円を追加する等の補正を行なうこととして

いる。

2 特定多目的ダム建設工事勘定

政府職員の給与改善のため工事諸費等泊水勘定へ繰入三千二百萬円の追加等の補正を行なうこととしている。

2 本補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊急を要する経費について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十一年十二月十九日

予算委員長 福田 一

衆議院議長 綾部健太郎殿

昭和四十一年度政府関係機関補正予算(機

第1号)に関する報告書

1 本補正予算の要旨

本補正予算は、日本国有鉄道に関するもので、運輸収入の四百五十二億九千五百万円減少見込に対する補てん並びに仲裁裁定の実施のための給与其他諸費百億三千三百万円及び修繕費等七十億七千二百万円の追加をすることとし、その財源として鉄道債券の発行五百二十四億円(うち財政投融資七十一億円)の追加のほか、工事費百億円を減額することとしている。

2 本補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊急を要する経費について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十一年十二月十九日

予算委員長 福田 一

衆議院議長 綾部健太郎殿

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

二 議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十一年八月十一日付の一般職員の給与改定に関する人事院勧告を、昭和四十一年九月一日から実施しようとするものでその要旨は次のとおりである。

1 債給表の改定

全俸給表の俸給月額を改め、指定職以外の俸給表については千円ないし六千八百円、指定職俸給表甲欄については一万円引き上げることとし、指定職俸給表乙欄については、その俸給月額を甲欄の適用を受ける職員の給与体系に準じて改め、俸給の特別調整額、扶養手当、勤勉手当等は支給しないものとする。

(改善率は、平均六%となつていて。)

2 諸手当の改定

(1) 初任給調整手当について、医療職俸給表

一 本補正予算の要旨

本補正予算は、日本国有鉄道に関するもので、運輸収入の四百五十二億九千五百万円減少見込に対する補てん並びに仲裁裁定の実施のための給与其他諸費百億三千三百万円及び修繕費等七十億七千二百万円の追加をすることとし、その財源として鉄道債券の発行五百二十四億円(うち財政投融資七十一億円)の追加のほか、工事費百億円を減額することとしている。

(2) 通勤手当について、交通機関等の利用者に対する全額支給の限度の月額を千百円から千六百円に引き上げるとともに、運賃相当額が千六百円を超える場合は、その超過額の二分の一の額(現行限度額五百円を八百円とする)を支給することとし、また、自転車等使用者に対する支給月額を五十円増額して五百円(原動機付のものの場合は、八十円増額して五百八十円)とする。

(3) 自転車等使用者に対する支給月額をそれまで支給して五百円(原動機付のものの場合は、八十円増額して五百八十円)とする。

(4) 以上のはか、常勤職員の俸給月額の改定に伴い、委員、顧問、参与等に対する手当の支給限度額を、日額四千九百円から五千九百円と改めることとする。

(5) なお、俸給の切替え方法、切替えに伴う措置等を附則で規定している。

3 議案の可決理由

昭和四十一年八月十二日付的一般職員の給改定に関する人事院勧告の趣旨並びに現下の

4 債給月額の定めのある委員会委員のうち、

財政事情にかんがみ、本案は、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本補正予算の要旨及び目的

給与改善費(昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで)として、一般会計所属職員を除く特別職の職員の分を含む)約九十五億九千九百万円、特別会計所属職員分約五十六億六千万円が、昭和四十一年度補正予算(第1号及び特第1号)に計上されていいる。

1 債給表の改定

全俸給表の俸給月額を改め、指定職以外の俸給表については千円ないし六千八百円、指定期間内に上昇する

2 本補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊急を要する経費について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

3 本補正予算の要旨及び目的

給与改善費(昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで)として、一般会計所属職員を除く特別職の職員の分を含む)約九十五億九千九百万円、特別会計所

4 本補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊急を要する経費について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

5 本補正予算の要旨及び目的

給与改善費(昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで)として、一般会計所属職員を除く特別職の職員の分を含む)約九十五億九千九百万円、特別会計所

6 本補正予算の要旨及び目的

給与改善費(昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで)として、一般会計所属職員を除く特別職の職員の分を含む)約九十五億九千九百万円、特別会計所

7 本補正予算の要旨及び目的

給与改善費(昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで)として、一般会計所属職員を除く特別職の職員の分を含む)約九十五億九千九百万円、特別会計所

8 本補正予算の要旨及び目的

給与改善費(昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで)として、一般会計所属職員を除く特別職の職員の分を含む)約九十五億九千九百万円、特別会計所

9 本補正予算の要旨及び目的

給与改善費(昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで)として、一般会計所属職員を除く特別職の職員の分を含む)約九十五億九千九百万円、特別会計所

10 本補正予算の要旨及び目的

給与改善費(昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで)として、一般会計所属職員を除く特別職の職員の分を含む)約九十五億九千九百万円、特別会計所

11 本補正予算の要旨及び目的

給与改善費(昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで)として、一般会計所属職員を除く特別職の職員の分を含む)約九十五億九千九百万円、特別会計所

12 本補正予算の要旨及び目的

給与改善費(昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで)として、一般会計所属職員を除く特別職の職員の分を含む)約九十五億九千九百万円、特別会計所

13 本補正予算の要旨及び目的

給与改善費(昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで)として、一般会計所属職員を除く特別職の職員の分を含む)約九十五億九千九百万円、特別会計所

14 本補正予算の要旨及び目的

給与改善費(昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで)として、一般会計所属職員を除く特別職の職員の分を含む)約九十五億九千九百万円、特別会計所

15 本補正予算の要旨及び目的

給与改善費(昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで)として、一般会計所属職員を除く特別職の職員の分を含む)約九十五億九千九百万円、特別会計所

16 本補正予算の要旨及び目的

給与改善費(昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで)として、一般会計所属職員を除く特別職の職員の分を含む)約九十五億九千九百万円、特別会計所

17 本補正予算の要旨及び目的

給与改善費(昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで)として、一般会計所属職員を除く特別職の職員の分を含む)約九十五億九千九百万円、特別会計所

18 本補正予算の要旨及び目的

給与改善費(昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで)として、一般会計所属職員を除く特別職の職員の分を含む)約九十五億九千九百万円、特別会計所

19 本補正予算の要旨及び目的

給与改善費(昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで)として、一般会計所属職員を除く特別職の職員の分を含む)約九十五億九千九百万円、特別会計所

20 本補正予算の要旨及び目的

給与改善費(昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで)として、一般会計所属職員を除く特別職の職員の分を含む)約九十五億九千九百万円、特別会計所

21 本補正予算の要旨及び目的

給与改善費(昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで)として、一般会計所属職員を除く特別職の職員の分を含む)約九十五億九千九百万円、特別会計所

22 本補正予算の要旨及び目的

給与改善費(昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで)として、一般会計所属職員を除く特別職の職員の分を含む)約九十五億九千九百万円、特別会計所

23 本補正予算の要旨及び目的

給与改善費(昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで)として、一般会計所属職員を除く特別職の職員の分を含む)約九十五億九千九百万円、特別会計所

24 本補正予算の要旨及び目的

給与改善費(昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで)として、一般会計所属職員を除く特別職の職員の分を含む)約九十五億九千九百万円、特別会計所

日額の手当を支給することとしている場合の委員の手当の支給限度額を四百円増額して、九千四百円とする。

5 債給月額の定めのない委員会委員（非常勤の委員）の日額の手当の支給限度額を千円増額して、五千九百円とする。

二 議案の可決理由

一般職の職員の給与改定の実情等にかんがみ、本案の趣旨は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費（昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで）として、約一千八百万円が昭和四十一年度一般会計補正予算（第1号）に計上されている。

右報告する。

昭和四十一年十二月十九日
内閣委員長 木村 武雄

衆議院議長 綾部健太郎殿

4 配偶者にかかる扶養手当の月額を、一般職と同様四百円増額して千円とする。

なお、事務官等及び非常勤職員の給与並びに通勤手当及び医療職の初任給手当についても、一般職の職員の給与に関する法律を準用しているので、同法の改正に伴い同様の額に改定されることとなる。

二 議案の可決理由

防衛廳職員の給与は、一般職の職員の給与との権衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、本案の趣旨は妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費（昭和四十一年九月分より昭和四十二年三月分まで）として約六十四億五千五百萬円が昭和四十一年度一般会計補正予算（第1号）に計上されている。

右報告する。

昭和四十一年十二月十九日
内閣委員長 木村 武雄

衆議院議長 綾部健太郎殿

4 本法律施行の日において日本の国籍を有する被害者の妻、被害者が死亡している場合には、死亡当時の妻に対し、五万円又は七万五千円の支給金を支給することとする。ただし障害等級八級以下の妻は除くこととする。

二 議案の可決理由

本案は、被害者等の実状にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約九億三千五百万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣を代表して、増田国務大臣より「さらに検討いたしたい。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和四十一年十二月十九日
内閣委員長 木村 武雄

衆議院議長 綾部健太郎殿

2 地方財政の現状において、今回の本案による措置は妥当と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度特別会計補正歳出予算（特1号）に、臨時地方特例交付金として五十億五千九百六十円、地方交付税交付金として三百六億五千九十四万七千円を追加計上している。

右報告する。

昭和四十一年十二月十九日
地方行政委員長 桐崎 英城

衆議院議長 綾部健太郎殿

一 議案の要旨及び目的

本案は、都道府県及び市町村を通じて、全國大数の地方公共団体において、議会の議員又は長の任期が昭和四十二年三月、四月又は五月に満了し、現行法によればその任期満了前三十日以内に多数の地方選挙が集中して行なわれることになるので、前例にもかんがみ、これら多數の選挙の円滑な執行と選挙執行経費の節約を期することとともに、国民の地方選挙に対する関心を高める意味において、これらの選挙の期日を統一して行なおうとするものである。

1 障害給付金又は遺族給付金を受けた者（受けける権利を有した者を含む）及び打切給付金を受けた者のうち、本法律施行の日において日本の国籍を有するものに対し、新たに特別障害給付金、特別遺族給付金及び特別打切給付金を支給している者に支給している学生手当を、月額九千二百円から九千八百円に増額する。

3 働外居住者に支給している賃外手当を、月額四千六百四十円から五千七十円に増額する。

本案の主な内容は次のとおりである。

第一 期日を統一する選挙の範囲

一 昭和四十二年三月から五月までの期間に任期が満了することとなる地方公共団体の議員又は長の任期満了による選挙で当該選挙を三月以降に行なう場合

二 前号に該当する議会の議員又は長について任期満了以外の選挙を行なうべき事由が発生し、三月及び四月中に選挙を行なう場合

三 昭和四十二年三月から五月までの期間に任期が満了する予定されていない地

方公共団体の議員又は長について選挙を行なうべき事由が発生し、三月及び四

月中に選挙を行なう場合

第二 選挙の期日及び告示の期日

一 都道府県、指定都市及び特別区の選挙については昭和四十二年四月十五日、指定都

市以外の市及び町村の選挙については同月二十八日に行なうものとする。

二 各選挙の告示の期日を次のとおり統一す

る。

都道府県知事の選挙にあつては昭和四十

二年三月二十一日

指定都市の長の選挙にあつては昭和四十

二年三月二十六日

都道府県及び指定都市の議員にあ

つては昭和四十二年三月三十一日

特別区の議員にあつては昭和四十

二年四月五日

指定都市以外の市の議員及び長に

あつては昭和四十二年四月十八日

町村の議員及び長にあつては昭和四

十二年四月二十一日

第三 同時選挙及び重複立候補の禁止

一 統一期日に行なわれる各選挙は、同時選

挙の手続によつて行なうものとする。

二 都道府県の選挙に立候補した者は、その

2 地方公共団体の議員及び長の選挙期日

附 則

〔別紙〕

(小字は修正)

衆議院議長 綾部健太郎殿
地方行政委員長 岡崎 英城

区域内で行なわれる市町村の選挙に立候補することができないものとすること。

第四 後援団体に関する寄附等の禁止期間

任期満了による選挙については、後援団体に関する寄附等の禁止期間は、それぞれの選挙の期日前九十日からその選挙の期日までの間とするものとする。

第五 その他

一 この法律の規定の適用を受ける選挙の手続等に關し、政令で特別の定めができるものとすること。

二 この法律は、公布の日から施行するものとすること。

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度一般会計補正予算裁判所所管に二億四千六百万円を計上している。

等の臨時特例に関する法律（昭和三十七年法律第百六十三号）は、廢止する。
（議員の在職に関する特例）
市（特別区を含む。以下同じ。）町村の議員の議員が第一条の規定により行なわれる都道府県の議員の選挙における候補者となるため昭和四十二年三月三十日に退職した場合（公職選舉法第九条の規定により当該市町村の議員の議員の職を辞したものとみなされた場合を含む。）においては、当該市町村の議員としての在職期間の取扱いについては、その者は、政令で定めるところにより、当該選舉に係る議員の任期満了の日（その日が当該都道府県の議員の議員の選挙の期日以後である場合にあつては、当該選挙の期日の前日）まで引き続き当該議員として在職したものとみなす。

三 本案施行に要する経費
昭和四十一年度一般会計補正予算裁判所所管に二億四千六百万円を計上している。
右報告する。
昭和四十一年十一月十九日
法務委員長 大久保武雄
衆議院議長 綾部健太郎殿
二 本案は裁判官についても、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官における俸給と改定しようとするもので、その内容は次の通りである。
1 最高裁判所長官及び最高裁判所判事を除くその他の判事、判事補及び簡易裁判所判事の各報酬月額を、それぞれ増額する。
2 裁判官の報酬等に関する法律の別表に定める三号以下の判事及び一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事については、報酬以外の諸手当につき、現に二号以上の報酬を受けている判事と同様に、一般職の国家公務員中指定職俸給表の適用を受ける職員に準じた取扱いをしたうえ、その各報酬月額を増額する。

3 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十一年九月一日から適用する。

一 議案の可決理由
本府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善するため、今国会に

「一般職の職員の給与に関する法律」の一部を改正する法律案及び「特別職の職員の給与に関する法律案」を提出してい

る。

本案は裁判官についても、一般の政府職員の例に準じてその給与を改定しようとするもので、適当な措置と認め、可決すべきものと認決した次第である。

二 檢察官の俸給等に関する法律の一一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても一般の政府職員における俸給と改定しようとするもので、その内容は次の通りである。

1 檢事総長を除くその他の検事及び副検事の各俸給月額を、それぞれ増額する。

2 檢察官の俸給等に関する法律の別表に定める三号から八号までの俸給を受ける検事及び一号の俸給を受ける副検事については、俸給と改定しようとするもので、その内容は次の通りである。

1 檢事総長を除くその他の検事及び副検事の各俸給月額をそれぞれ増額する。

2 檢察官の俸給等に関する法律の別表に定める三号から八号までの俸給を受ける検事及び一号の俸給を受ける副検事については、俸給と改定しようとするもので、その内容は次の通りである。

1 檢事総長を除くその他の検事及び副検事の各俸給月額を增加する。

2 檢察官の俸給等に関する法律の別表に定める三号から八号までの俸給を受ける検事及び一号の俸給を受ける副検事については、俸給と改定しようとするもので、その内容は次の通りである。

1 檢事総長を除くその他の検事及び副検事の各俸給月額を增加する。

3 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十一年九月一日から適用する。

二 議案の可決理由
本府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善するため、今国会に

「一般職の職員の給与に関する法律」の一部を改正する法律案及び「特別職の職員の給与に関する法律」を提出している。本案は検察官についても、一般の政府職員の例に準じてその給与を改正しようとするもので、適当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
昭和四十一年度一般会計補正予算法務省所管に一億二千七百万円を計上している。

右報告する。

昭和四十一年十二月十九日
衆議院議長 総務部健太郎殿 法務委員長 大久保武雄

千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の再延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国が当事者であつた千九百六十二年の国際小麦協定は、一九六六年七月三十日に有効期間が満了することになつたので、その後の修正更新について協議するため、一九六五年十一月ロンドンで開催された国際小麦理事会において本議定書が採択され、わが国は一九六六年四月二十五日にこれに署名した。

本議定書は、小麦取引価格の安定と需給の調節を目的としている千九百六十二年の協定の有效期間を一箇年延長し、一九六七年七月三十一日まで、この議定書の締約国との間に引き続き効力を有すること等について規定している。

本議定書は、署名国政府により、その憲法上の手続に従つて受諾され又は承認されるものとし、その受諾書又は承認書は一九六六年七月十五日までにアメリカ合衆国政府に寄託することになつている。しかし、国内手続上寄託の措置が期限までにできない署名国政府は、正式受諾又は承認の措置を執るよう努力することを約束

する旨の通告を一九六六年七月十五日までにアメリカ合衆国政府に寄託しておけば、理事会が決定する期間において、暫定的にこの議定書の締約国とみなされることになつて、政府は、この規定に基づき一九六六年四月二十五日に右の通告を行なつて、政府は、本議定書の締結について、日本憲法第七十三第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

わが国は、この議定書の当事国となることにより、小麦の輸入必要量を安定した価格で確保することができるとともに、小麦の国際貿易の安定した拡大にも寄与し得ることになるので、わが国にとつて利益であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十一年十二月十九日
衆議院議長 総務部健太郎殿 外務委員長 高瀬 傳

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるために一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるために一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、石炭鉱業の合理化に伴い離職を余儀なくされた炭鉱離職者の再就職を促進するため、所要の改正を行なうもので、その要旨は次のとおりである。

昭和四十一年度において、低温等により水陸船及び麦の被害が異常に発生したことに伴い、農業共済再保険特別会計の歳入不足が生ずる見込みであるので、一般会計から、六十五億五千六百万円を限り、同勘定に繰り入れることができることとしようとするものである。

なお、この繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剩余が生じた場合には、同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除した残額を一般会計に繰り戻さなければならないことと

する旨の通告を一九六六年七月十五日までにアメリカ合衆国政府に寄託しておけば、理事会が決定する期間において、暫定的にこの議定書の締約国とみなされることになつて、政府は、この規定に基づき一九六六年四月二十五日に右の通告を行なつて、政府は、本議定書の締結について、日本憲法第七十三第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 議案の可決理由

昭和四十一年度において、冷害、風水害、病虫害等による水陸船及び麦の減収に伴い、再保險金支払見込額が増加する等のため、農業共済再保険特別会計の支払財源に不足を生ずることとなるので、一般会計から同勘定に右不足をうめるための資金の繰入れを行なうことは適当な措置であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十一年度補正予算において、一般会計から農業共済再保険特別会計の農業勘定への繰入金六十五億五千六百万円を計上している。

右報告する。

昭和四十一年十二月十九日
衆議院議長 総務部健太郎殿 大蔵委員長 三池 信

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、石炭対策の推進に伴い、やむなく終閉山が生ずることの見込まれる実情に対応して、石炭鉱業の整備の円滑化を図るため、石炭鉱山整理促進交付金及び石炭鉱山整理交付金の交付に関する制度を拡充しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

昭和三十七年三月三十一日に炭鉱労働者であつた者のほか、昭和四十一年八月三十一日に炭鉱労働者であつた者に対しても、炭鉱離職者求職手帳を発給できるようにすること。

2 炭鉱労働者として再就職のために移住する者に対する移住資金を支給できる。

3 石炭鉱業合理化事業団が石炭鉱山整理交付金の中から廃止事業者に代わって弁済する債務に財蓄金の返還の債務を加える。

4 本法は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、石炭鉱業整備の実情に対応して、処理の円滑化を図る措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十一年十二月十九日
商工委員長 天野 公義

職者求職手帳の発給要件の緩和等の措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十一年十二月十九日
衆議院議長 総務部健太郎殿 田中 正巳

右報告する。

石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、石炭対策の推進に伴い、やむなく終閉山が生ずることの見込まれる実情に対応して、石炭鉱業の整備の円滑化を図るため、石炭鉱山整理促進交付金及び石炭鉱山整理交付金の交付に関する制度を拡充しようとするものである。

昭和三十七年三月三十一日に炭鉱労働者であつた者のほか、昭和四十一年八月三十一日に炭鉱労働者であつた者に対しても、炭鉱離職者求職手帳を発給できるようになること。

2 炭鉱労働者として再就職のために移住する者に対する移住資金を支給できる。

3 石炭鉱業合理化事業団が石炭鉱山整理交付金の中から廃止事業者に代理して弁済する債務に財蓄金の返還の債務を加える。

4 本法は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、石炭鉱業整備の実情に対応して、処理の円滑化を図る措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十一年十二月十九日
商工委員長 天野 公義

衆議院議長 総務部健太郎殿

**特定船舶整備公団法の一部を改正する法律
案(内閣提出)に関する報告書**

一 議案の要旨及び目的

本案は、内航海運における船腹過剰を解消し、内航貨物船の近代化をはかる等のため、特定船舶整備公団法を改正して、その業務を拡大する等一連の内航自立振興対策を実施しようとするもので、その内容の主なるものは次のとおりである。

- 1 同公団の行ならう貨物船の代替建造業務の範囲を拡大して、建造する船舶に近海就航船を含め、貨物船の輸出を解撤と同様の取扱いとすること。
- 2 同公団の行ならう融資業務を新設して、昭和四十一年度内に解撤を行ない、昭和四十二年度以降に貨物船の建造を行なら海上貨物運送事業者等に対して、その間の事業の継続に必要な資金を貸し付け、又は金融機関の当該資金の借入れにかかる債務について保証することができるることとし、また、保船による船腹の調整を行なう内航海運組合に対して、当該事業に必要な資金を貸し付けることができるものとすること。
- 3 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、同公団の長期借入金にかかる債務について保証することができるものとすること。
- 4 政府は、解撤並びに保船にかかる融資に關し、利子補給を支給する旨の契約を公団又は金融機関と結ぶことができるものとすること。
- 5 政府は、保船にかかる融資に關し、損失を補償する旨の契約を公団と結ぶことができるものとすること。
- 6 その他公団の名称及び理事の定数を改める

二 議案の可決理由

本案は、内航海運企業の自立体制を確立するため、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本法案の附則において、昭和四十一年度における政府の債務保証の限度額二十五億七千四百九十万円、利子補給の限度額六億八千三百四万八千円及び損失補償の限度額二億三千四百九十万円を定めている。

右報告する。

昭和四十一年十二月十九日

運輸委員長 古川 文吉

衆議院議長 総務部健太郎殿